

平成 23 年第 3 回  
城里町議会定例会会議録

平成 23 年 9 月 6 日 開会  
平成 23 年 9 月 15 日 閉会

城里町議会

# 平成23年第3回 城里町議会定例会会議録

◎ 告示	1
○ 会期日程表	2
○ 応招並びに不応招議員	3

## 会議録第1号

○ 日時	5
○ 出席並びに欠席議員	5
○ 説明のため出席した者の職氏名	5
○ 職務のため出席した者の職氏名	6
○ 議事日程	6
○ 本日の会議に付した事件	7
○ 開会	8
・ 町民憲章唱和	8
・ 議長あいさつ	8
・ 議員の出欠	8
・ 開会の宣告	8
・ 開議の宣告	9
・ 諸般の報告	9
・ 会議録署名議員の指名	9
・ 会期の決定	9
・ 町長あいさつ	10
・ 議案第36号～議案第53号 一括上程、提案理由説明	10
・ 発言の訂正	13
・ 監査委員決算審査意見報告	14
・ 質疑	15
・ 決算特別委員会設置・委員会付託	16
・ 発言の訂正	16
・ 決算特別委員会委員の選任	16
・ 決算特別委員会正副委員長報告	17
・ 議案書差しかえ	17
・ 議案第54号 上程、提案理由説明	18

・ 日程変更	18
・ 採決	19
・ 議案第55号 上程、提案理由説明	19
・ 日程変更	19
・ 採決	20
・ 請願第5号及び請願第6号 委員会付託	20
・ 散会の宣告	21
○ 散会	21

## 会 議 録 第 2 号

○ 日時	23
○ 出席並びに欠席議員	23
○ 説明のため出席した者の職氏名	23
○ 職務のため出席した者の職氏名	24
○ 議事日程	24
○ 本日の会議に付した事件	24
○ 開議	24
・ 議員の出欠	24
・ 開議の宣告	24
・ 議事日程の報告	24
・ 一般質問	25
1番 菌部 一君	25
10番 南條 治君	32
2番 余水紀夫君	40
5番 関 誠一郎君	44
4番 河原井大介君	51
・ 散会の宣告	65
○ 散会	65

## 会 議 録 第 3 号

○ 日時	67
○ 出席並びに欠席議員	67
○ 説明のため出席した者の職氏名	67

○ 職務のため出席した者の職氏名	68
○ 議事日程	68
○ 本日の会議に付した事件	69
○ 開議	70
・ 議員の出欠	70
・ 開議の宣告	70
・ 議事日程の報告	70
・ 議案第36号 質疑	70
・ 議案第37号 質疑	71
・ 議案第38号 質疑	71
・ 議案第39号 質疑	71
・ 議案第40号 質疑	71
・ 議案第41号 質疑	71
・ 議案第42号 質疑	71
・ 議案第43号 質疑	72
・ 議案第44号 質疑	72
・ 議案第45号 質疑	72
・ 議案第46号～議案第53号 委員長報告	72
・ 討論	73
・ 採決	76
・ 請願第5号 委員長報告、採決	79
・ 請願第6号 委員長報告、採決	80
・ 日程追加	81
・ 発議第3号 上程、趣旨説明、質疑、討論、採決	81
・ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	83
・ 報告第27号～報告第31号	83
・ 町長あいさつ	83
・ 議長あいさつ	84
・ 閉会の宣告	84
○ 閉会	84

平成23年城里町告示第98号

平成23年第3回城里町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年8月29日

城里町長 阿久津 藤 男

1. 日 時 平成23年9月6日（火）午前10時
2. 場 所 コミュニティセンター城里 サークル室

平成23年第3回城里町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	種別	議事内容
1	9月6日	火	本会議	◎開会 ◎提案理由説明 ◎質疑 ◎議案、請願委員会付託 ◎散会
2	9月7日	水	休会	決算特別委員会(総務民生)
3	9月8日	木	休会	決算特別委員会(教育産業)
4	9月9日	金	休会	議案調査
5	9月10日	土	休会	議案調査
6	9月11日	日	休会	議案調査
7	9月12日	月	休会	議案調査
8	9月13日	火	本会議	◎開議 ◎一般質問 ◎散会
9	9月14日	水	休会	議事整理
10	9月15日	木	本会議	◎開議 ◎委員長報告、質疑、討論、採決 ◎請願、報告 ◎閉会

○応招・不応招議員

1. 応招議員

1 番	菌 部 一 君	9 番	小 林 祥 宏 君
2 番	余 水 紀 夫 君	1 0 番	南 條 治 君
3 番	三 村 孝 信 君	1 1 番	杉 山 清 君
4 番	河原井 大 介 君	1 2 番	三 村 由利子 君
5 番	関 誠一郎 君	1 3 番	小松崎 三 夫 君
6 番	加 藤 文 夫 君	1 4 番	鯉 渕 秀 雄 君
7 番	阿久津 則 男 君	1 5 番	根 本 正 典 君
8 番	桐 原 健 一 君	1 6 番	小 坏 孝 君

1. 不応招議員

な し

平成23第3回  
城里町議会定例会会議録 第1号

平成23年9月6日 午前10時01分開会

1. 出席議員

1番	菌部一君	9番	小林祥宏君
2番	余水紀夫君	10番	南條治君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	12番	三村由利子君
5番	関誠一郎君	13番	小松崎三夫君
6番	加藤文夫君	14番	鯉淵秀雄君
7番	阿久津則男君	15番	根本正典君
8番	桐原健一君	16番	小坏孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津藤男
副町長	小山一夫
教育長	石原道明
代表監査委員	一木邦彦
総務課長	三村主
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	柏由美子
町民課長	松崎榮
保険課長	川又重光
健康福祉課長	山口充彦
産業振興課長	高松輝美
都市建設課長	矢内勝浩
下水道課長	柳橋和幸
会計管理者（会計課長）	小林恵子
水道課長	関谷一美
農業委員会事務局長	仲田均



1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
主 任 書 記	所 久 美 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 1 号

平成23年9月6日（火曜日）

午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第36号 城里町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第37号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第38号 城里町暴力団排除条例の制定について
- 日程第6 議案第39号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第40号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第41号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第42号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第43号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第44号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第45号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第46号 平成22年度城里町一般会計決算認定について
- 日程第14 議案第47号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第15 議案第48号 平成22年度城里町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第16 議案第49号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第17 議案第50号 平成22年度城里町介護保険特別会計決算認定について

- 日程第18 議案第51号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 日程第19 議案第52号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第20 議案第53号 平成22年度城里町水道事業会計決算認定について
- 日程第21 議案第54号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第55号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第23 請願第5号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願
- 日程第24 請願第6号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第25 報告第27号 城里町地区集会施設補助金交付要綱の一部を改正する訓令
- 日程第26 報告第28号 城里町文化財保護事業費補助金交付要綱の一部を改正する訓令
- 日程第27 報告第29号 城里町庁舎建設検討委員会設置要綱
- 日程第28 報告第30号 平成22年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率
- 日程第29 報告第31号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議案第36号
- 議案第37号
- 議案第38号
- 議案第39号
- 議案第40号
- 議案第41号
- 議案第42号
- 議案第43号
- 議案第44号
- 議案第45号
- 議案第46号
- 議案第47号
- 議案第48号
- 議案第49号
- 議案第50号
- 議案第51号
- 議案第52号

議案第53号  
議案第54号  
議案第55号  
請願第5号  
請願第6号

---

午前10時01分開会

#### 町民憲章唱和

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから町民憲章の唱和をお願いいたします。

ご起立をお願いいたします。

私が前文を朗読いたしますので、引き続きご唱和をお願いいたします。

[全員起立・町民憲章唱和]

○議長（小松崎三夫君） ご着席願います。

ご協力ありがとうございました。

---

#### 議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） 平成23年第3回城里町議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、条例改正、補正予算、決算認定などをご審議いただく重要な会議であります。

よろしくご審議をお願いするものであります。

なお、6月から10月まで実施しております夏の軽装、クールビズへの対応のため、本会議は軽装で会議を進めますので、よろしくお願いをいたします。

---

#### 議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 続いて、出席議員数についてをご報告いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

---

#### 開会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年第3回城里町議会定例会を開会いたします。

---

#### 開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

---

#### 諸般の報告

○議長（小松崎三夫君） 日程に先立ち、諸般のご報告を申し上げます。

6月、7月、8月における各会議等への出席状況は、お手元に配付したとおりですので、ご了承願いたいと存じます。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により

7番 阿久津 則 男 君

8番 桐 原 健 一 君

9番 小 林 祥 宏 君

の以上3君をご指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（小松崎三夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、過日開催しました議会運営委員会の会議の結果について、南條議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それでは、ご報告いたします。

去る8月30日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果について報告いたします。今期定例会に提案されます議案20件、請願2件、報告5件、合わせて27件の審議件数及び一般質問を検討いたしました。

その結果、お手元に配付されております会期日程（案）のとおり、本日から9月15日まで10日間とすることに決定をいたしました。

議員各位におかれましては、議会運営委員会の決定どおりご賛同くださいますよう、ここにご提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま南條議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日から9月15日までの10日間とされるようご提案がありました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。

今期定例会の会期は、本日から9月15日までの10日間と決定いたしました。

続いて、地方自治法第121条の規定により、説明のため本日の会議に出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配付いたしました名簿のとおりでございます。

傍聴人1名を許可いたしました。

---

#### 町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで、町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） おはようございます。

本定例会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成23年第3回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

過日の強い台風12号による被害も、本町におきましてはこれといった被害もなく、一安心したところでございます。一方、今年も昨年に引き続き猛暑により連日暑い日が続ки、農作物の出来栄えや、また放射能による風評被害等が心配されるところでございます。

さて、本議会定例会は、条例の一部改正のほか、平成23年度各会計の補正予算や平成22年度の8会計の決算認定を、さらには城里町政治倫理審査委員会委員の選任について、また人権擁護委員の推薦についてご提案申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

---

#### 議案第36号 城里町税条例等の一部を改正する条例について

- 議案第 37 号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 城里町暴力団排除条例の制定について
- 議案第 39 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 40 号 平成 23 年度城里町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 41 号 平成 23 年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 42 号 平成 23 年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 43 号 平成 23 年度城里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 44 号 平成 23 年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 45 号 平成 23 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 46 号 平成 22 年度城里町一般会計決算認定について
- 議案第 47 号 平成 22 年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について
- 議案第 48 号 平成 22 年度城里町老人保健特別会計決算認定について
- 議案第 49 号 平成 22 年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 議案第 50 号 平成 22 年度城里町介護保険特別会計決算認定について
- 議案第 51 号 平成 22 年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について
- 議案第 52 号 平成 22 年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 議案第 53 号 平成 22 年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（小松崎三夫君） 続いて、日程第 3、議案第 36 号 城里町税条例等の一部を改正する条例についてから、日程第 12、議案第 45 号 平成 23 年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についての 10 議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 平成 23 年第 3 回城里町議会定例会に当たり、提出議案の概要についてご説明を申し上げます。

議案第 36 号 城里町税条例等の一部を改正する条例についてであります。国において、地方税法の一部が改正され、施行されたことに伴い、町税条例の一部を改正し、平成 23 年 6 月 30 日に遡及し施行するものです。

主な改正点は、町民税、退職所得、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税の不申告に関する過料の見直し、寄附行為の促進を目的とした寄附金税額控除対象の拡

充、譲渡等に係る町民税の軽減、税率特例期間の延長等を改正するものです。

そのほか、地方税法の引用条項の追加に伴い、関係文言を改正するものです。

次に、議案第37号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。震災により被災した本庁舎の建設等を検討するため、城里町庁舎建設検討委員会を設置することに伴い、委員等の報酬を規定するため改正するものです。

次に、議案第38号 城里町暴力団排除条例の制定についてであります。暴力団が町民等の生活及び事業活動に及ぼす不当な影響に鑑み、暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活の確保と、城里町における社会経済の健全な発展に寄与するため制定するものです。

次に、議案第39号 工事請負契約の締結についてであります。23国補農業集落排水事業、古内地区処理施設の工事（建築、機械、電気、街灯）の契約について、城里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第40号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,755万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ106億2,027万8,000円とするものです。

歳入では、地方特例交付金、地方交付税、県支出金、寄附金、繰入金及び諸収入を追加し、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰越金及び町債を減額するものです。

歳出では、総務費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費及び災害復旧費を追加し、議会費、民生費、衛生費及び教育費を減額するものです。

次に、議案第41号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。まず、事業勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ535万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億6,445万6,000円とするものです。

歳入では、繰入金、繰越金及び諸収入を追加するものです。

歳出では、総務費、保険給付費、基金積立金及び諸支出金を追加するものです。

次に、施設勘定においては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ907万9,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,927万5,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加し、一般会計繰入金を減額するものです。

歳出では、医業費及び施設整備費を追加し、総務費を減額するものです。

次に、議案第42号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億664万9,000円とするものです。

歳入では、繰越金を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加するものです。

次に、議案第43号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてありますが、保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ813万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,136万6,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、県支出金及び繰越金を追加し、保険料及び繰入金を減額するものです。

歳出では、諸支出金を追加し、総務費及び繰入金を減額するものです。

次に、議案第44号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ451万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,105万2,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金、繰入金及び繰越金を追加し、町債を減額するものです。

歳出では、下水道事業費を追加し、災害復旧費を減額するものです。

次に、議案第45号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,483万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,734万1,000円とするものです。

歳入では、国庫支出金及び繰越金を追加し、繰入金及び町債を減額するものです。

歳出では、農業集落排水事業費を追加し、災害復旧費を減額するものです。

次に、議案第46号 平成22年度城里町一般会計決算認定について、議案第47号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について、議案第48号 平成22年度城里町老人保健特別会計決算認定について、議案第49号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について、議案第50号 平成22年度城里町介護保険特別会計決算認定について、議案第51号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について、議案第52号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第53号 平成22年度城里町水道事業会計決算認定について、以上8議案につきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、平成23年8月2日から実施されました決算審査を経て、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

以上、18議案の概要について一括ご説明いたしました。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

---

## 発言の訂正

○議長（小松崎三夫君） ただいま議案第45号までの10議案を一括議題と申し上げましたが、日程第20、議案第53号までの提案といたしまして、訂正させていただきます。



---

## 監査委員決算審査意見報告

○議長（小松崎三夫君）　ここで、日程第13、議案第46号から日程第20、議案第53号の平成22年度各会計の決算認定につきましては、監査委員の決算審査を経ておりますので、代表監査委員より決算審査の意見を求めます。

代表監査委員一木邦彦君。

〔代表監査委員一木邦彦君登壇〕

○代表監査委員（一木邦彦君）　監査委員を代表いたしまして、平成22年度城里町の各会計の決算につきまして、審査意見をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付された平成22年度城里町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算並びに基金運用状況、その他政令で定める書類を審査した結果、各会計とも計数的に正確であり、証拠書類もよく整備され、適正に処理されております。各基金についても適法に運用されていることを確認いたしました。

まず、決算収支についてであります。財政運営の良否を判断する重要なポイントである実質収支については、一般会計の実質収支額が4,568万7,000円で、実質収支比率は前年度と比較して1.3%減少しており、0.6%となっております。

一方で、歳出決算においては、一般会計と特別会計を合わせた不用額の合計は、前年度決算より21.9%減の1億103万7,000円となっております。本年度の不用額については、前年度より大幅に減少しておりますが、各事業の予算については、財源確保の厳しい中、予算づけされたものであり、限られた財源の効率的な運用を図るため、今後とも常に業務の執行状況、さらには決算見込みを的確に把握して予算を補正するなど、適切な事務処理を行い、弾力性のある行政運営を望むものであります。

また、平成22年度の自主財源比率は28.4%で、ほぼ前年度と同じ割合となっております。しかしながら、一方で、収入未済額は、一般会計と特別会計を合わせて前年度より1,399万5,000円増の5億6,174万2,000円と年々増加してきており、特に一般会計においては2億8,863万円の収入未済額が出ております。

未収金対策については、毎年度申し上げているところでありますが、全職員が危機意識を強く持って、他の部署との連携を密にし、滞納者には早期に対応し、悪質な滞納者には滞納は絶対に許さないという毅然とした態度で臨み、法的措置を講ずるなど、さらに実効性のある収納対策を図り、滞納の解消、収納率の向上に引き続き努力するようお願いいたします。

加えて、不納欠損額は、一般会計と特別会計を合わせて前年度より1,115万9,000円減少しているものの、3,088万1,000万円の不納欠損処分が行われております。不納欠損処分は、

納税者等に不公平感を抱かせるだけでなく、自主財源確保の観点からも大変な損失であります。不納欠損に至らぬよう早期の滞納整理に努め、また、執行停止の措置をとるなど、その処分については法令等の趣旨に沿って、引き続き厳正に運用していただきたいと思っております。

自主財源の確保が今後の地方自治体運営にとって緊要な課題であります。中長期的な財政計画等により、持続性のある行政の運営を図ることを切望するものであります。

次に、水道事業会計においては、水道料金の累積滞納額が9,712万円と増加しており、139万8,000円の不納欠損処分も行われております。公営企業会計は独立採算制が原則であり、収入未済額の増加は経営圧迫の原因にもなります。平成23年度からは懸案であった水道料金の統一も実施され、収入未済額の解消について全力で対処するとともに、年間給水量及び年間有収量を的確に把握し、供給単価を考慮し、販売損失の抑制に努め、独立採算性を基本とした適正な水道料金体系による健全な企業経営により一層努めていただきたいと存じます。

最後に、国の財政状況について、財務省は、2011年6月末現在で国の借金が943兆円に達したことを発表しております。加えて、2011年3月11日に発生した東日本大震災により東日本を中心に未曾有の被害がもたらされ、その復興費を国は約100兆円と試算しております。本町においても、本庁舎、桂支所を初めとして、行政施設や教育関連施設、並びに道路、水道等のインフラ設備に多大な被害が生じるとともに、多くの民間住宅にも被害が発生しております。以上のような国の財政事情の中、地方財政にとっては厳しい状況が続くことが予想されますが、早急な復興を目指し、住民が安心して生活できる生活環境に戻るよう望むものであります。

なお、各会計の決算の詳細につきましては、別紙審査意見書をご参照くださいますようお願い申し上げます。

以上が平成22年度城里町各会計の決算に対する審査意見であります。町政進展のため、なお一層のご努力をお願いするものでございます。

---

## 質 疑

○議長（小松崎三夫君） これより質疑に入ります。

議案第46号から議案第53号の平成22年度城里町8会計決算認定についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第46号 平成22年度城里町一般会計決算認定についてから議案第53号 平成22年度城里町水道事業会計決算認定についてに関する質疑を終結いたします。

---

## 決算特別委員会の設置・委員会付託

○議長（小松崎三夫君） 続いて、議案第46号から議案第53号の8件についてお諮りいたします。

議案第46号 平成22年度城里町一般会計決算認定についてから、議案第53号 平成22年度城里町水道事業会計決算認定については、地方自治法第110条及び城里町議会委員会条例第5条の規定により決算特別委員会を設置し、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、会期中に審査したいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号から議案第53号については、議案付託表のとおり決算特別委員会に付託し、常任委員会ごとに所管分を審議することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中にただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任を、和室控室においてお願いいたしたいと思っております。

午前10時30分休憩

---

午前10時50分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

## 発言の訂正

○議長（小松崎三夫君） ここで町長より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 先ほど、議案第40号の提案理由を申し上げましたが、歳入では、地方特例交付金、地方交付税と読み上げましたが、歳入では、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税と、「地方譲与税」という言葉を落としてしまいましたので追加させていただきます。誠に申しわけありませんでした。

○議長（小松崎三夫君） さらに、傍聴人1名を許可いたしました。

---

## 決算特別委員会委員の選任

○議長（小松崎三夫君） ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、城里町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において次の諸君をご指名申し上げます。

1番 菌部 一君、2番 余水紀夫君、3番 三村孝信君、4番 河原井大介君、5番 関 誠一郎君、6番 加藤文夫君、7番 阿久津則男君、8番 桐原健一君、9番 小林祥宏君、10番 南條治君、11番 杉山 清君、12番 三村由利子君、14番 鯉渕秀雄君、15番 根本正典君、16番 小坪孝君の以上15名の諸君を決算特別委員会委員にご指名申し上げたいと存じます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました15名の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をお願いいたします。

午前10時52分休憩

---

午前10時53分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 決算特別委員会正副委員長の報告

○議長（小松崎三夫君） 休憩中に決算特別委員会を開き、正副委員長の互選をしていただきましたので、ご報告いたします。

委員長に9番小林祥宏君、副委員長に10番南條 治君が選任されましたので、ご報告いたします。

---

#### 議案書差しかえ

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいま町長より、日程第21、議案第54号ないし日程第22、議案第55号について、議案書を差しかえたいとの申し出がございました。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案書を差しかえることに決定いたしました。

事務局長に議案書を配付させます。

議案第54号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第21、議案第54号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

[町長阿久津藤男君登壇]

○町長（阿久津藤男君） 議案第54号の提案理由を申し上げます。

城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてであります。任期満了に伴い委員を委嘱するものであります。

まず、地方自治の本旨に造詣が深く、かつ専門的な知識を有する委員として、弁護士の水戸市見川3丁目531番の5の植崎明夫さんと、学識経験者として行政書士の城里町大字那珂西2090番地の丹下榮一さんを選任するものであります。また、町民から城里町大字磯野46番地、富永信一さん、城里町大字下阿野沢197番地、小田部晴美さん、城里町大字石塚1085番地の1、小嶋剛さん、城里町大字小勝368番地の1、阿久津みさ子さんを選任するものであります。

6名とも、性格は温厚にして人望も厚く、人格、識見とも最適任者であります。よって、城里町政治倫理条例第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

---

日程変更

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第54号を先議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第54号を先議することに決定いたしました。

それでは、議案の質疑に入ります。

議案第54号についての質疑を求めます。

[「進行」と呼ぶ者あり]

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第54号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第54号 城里町政治倫理審査会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第55号 人権擁護委員の推薦について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第22、議案第55号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 議案第55号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦について、任期満了に伴い委員の推薦をするため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

城里町大字小勝1300番地の1、阿久津 紘さん、城里町大字徳蔵1233番地の3、盛田守さんを推薦するものです。

お二人とも人格、識見高く、広く社会の実情に通じているとともに人権擁護に理解が深く、委員として最適任者と考えますので、推薦するものであります。

何とぞ慎重にご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

---

### 日程変更

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

議事日程の一部を変更し、議案第55号を先議したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号を先議することに決定いたしました。

それでは、議案の質疑に入ります。

議案第55号についての質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第55号に対する討論はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第55号 人権擁護委員の推薦についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

請願第5号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願

請願第6号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（小松崎三夫君） 続いて、日程第23、請願第5号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願ないし日程第24、請願第6号 教育予算の拡充を求める請願についてを南條議会運営委員長にご意見を賜りたいと思います。

議会運営委員長南條 治君。

〔議会運営委員長南條 治君登壇〕

○議会運営委員長（南條 治君） それでは、ご報告をいたします。

議会運営委員会を代表いたしまして、請願第5号ないし請願第6号の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

請願第5号ないし請願第6号の取り扱いについては、慎重に審査すべきと考えます。よって請願第5号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願、及び請願第6号 教育予算の拡充を求める請願については、教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査をお願いしたいと存じます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

ただいまの南條議会運営委員長の発言のとおり、請願第5号ないし請願第6号については教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第5号ないし請願第6号については教育産業常任委員会へ付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、あす7日から12日までは議案調査のため休会ではありますが、7日から8日までの2日間は決算審査のため常任委員会を予定しております。議員各位は所管の委員会にご出席くださいますようお願いいたします。

次の会議は、8日目の13日午前10時に開会し、通告第1号、1番菌部 一君の一般質問から入りますので、午前9時50分までに和室控室にご参集していただきたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時03分散会



平成23年第3回  
城里町議会定例会会議録 第2号

平成23年9月13日 午前10時03分開議

1. 出席議員

1番	菌部一君	9番	小林祥宏君
2番	余水紀夫君	10番	南條治君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	12番	三村由利子君
5番	関誠一郎君	13番	小松崎三夫君
6番	加藤文夫君	14番	鯉渕秀雄君
7番	阿久津則男君	15番	根本正典君
8番	桐原健一君	16番	小坏孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津藤男
副町長	小山一夫
教育長	石原道明
代表監査委員	一木邦彦
総務課長	三村主
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	柏由美子
町民課長	松崎榮
保険課長	川又重光
健康福祉課長	山口充彦
産業振興課長	高松輝美
都市建設課長	矢内勝浩
下水道課長	柳橋和幸
会計管理者(会計課長)	小林恵子
水道課長	関谷一美
農業委員会事務局長	仲田均

教育委員会事務局長

茅根文夫

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長  
主 任 書 記  
書 記

仲 田 不二雄  
所 久美子  
川 村 英 治

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 2 号

平成23年9月13日（火曜日）

午前10時03分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

---

午前10時03分開議

議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員数は16名です。

---

開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人6名を許可いたしました。

---

議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願いたいと思います。

---

## 一般質問

○議長（小松崎三夫君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問回数は3回まで、質問時間は60分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は重複質問しないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、1番菌部 一君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

1番菌部 一君。

〔1番菌部 一君登壇〕

○1番（菌部 一君） ただいまから質問をさせていただきます。

質問に入る前に、3月11日に発生をいたしました東日本大震災が、半年を経過をいたしました。震災により亡くなられた方が1万5,781人、行方不明の方が4,000人を超える今なお、多数の被災者がおられます。また、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、不明者の方々の一日も早い発見をお祈り申し上げます。あわせて、被災された市や町が一日も早い復旧・復興をされますことをお祈り申し上げます。

また、本町でも多くの方が被災をされました。一日も早い復興を願うものであります。その地震の際、本町でも町長を初めといたしまして、職員の皆様、ボランティアの皆様により被災者救援、避難場所等の確保等に何日間にも亘っての救援活動、大変ご苦労さまでした。

さて、私は通告に従いまして、町政についてと町おこし、安全管理等、3点を町長にお伺いをいたします。

まず1点でございます。過疎地域自立促進計画について、お伺いをいたします。

昨年9月の第3回城里町議会定例会において議決をされました過疎地域自立促進計画のその後の進捗状況をお伺いをしたいと思います。

事業計画は、大きく分けて6項目と思います。1つは、主要道路の整備促進と推進、2つは生活環境の整備、3つは地域資源を生かした観光事業、4つは保健及び福祉の向上・医療の充実、5つは教育環境の充実、6つは公共交通の確保・情報化及び地域交流の促進の6点と思います。

また、この過疎地域自立促進特別措置法が適用されると、財政的にはどのように有為なのか、以上2点ご説明をいただきたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 菌部議員の質問にお答えいたしたいと思います。

今、菌部議員のほうからは、過疎地域自立促進計画について、全般的なことにつきましてお話がございましたが、この過疎地域自立促進特別措置法につきましては、この9月に議員の皆様方のご協力の中で時限立法というようなことで、さらに6年間延長されたわけでございます。

過疎地域自立促進特別措置法が一部改正されまして、それから時限立法ということで、平成21年度末とした法律がさらに6年間延長されたところで、昨年そういう中で計画を策定されたわけでございます。

この計画策定の目的といたしましては、過疎地域、城里町では七会地区のみが当たるわけでございますが、この地域における自立促進を図ることで、住民福祉等の向上や地域格差を是正することを目的として作成されたものでございます。

この計画に基づく事業に対しましては、財政上優遇されるなどさまざまな支援措置がございまして、計画書に記載されていないと、これらの支援措置を受けることができません。そのようなことから、計画書にはさまざまな事業を盛り込んでいるところでございます。

その中には、診療所の問題、あるいは道路の整備、その他いろいろ載っているわけですが、その中で過疎債の中でやっていったらいいのではないかなと思っております。ただ、過疎地域自立促進計画書に載っているからといって、全部が全部その期間中にできるものではございません。ただ、過疎地域自立促進計画書に載っていなければ、それを利用できないというようなことでございますので、それぞれの、こういうことをしたらいいのではないかというようなことで、過疎地域自立促進計画書に載っているわけでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 1番菌部 一君。

〔1番菌部 一君登壇〕

○1番（菌部 一君） 私は、細かいところのある程度の数字というか、大ざっぱなことが欲しかったんですが、ただいまのご答弁の中で、過疎地域自立促進特別法が6年間の時限立法とするならば、既に1年が経過を過ぎました。残り5年間でございます。時間は限られておりますので、また私としても、今回の地震で被害を受けた本庁舎、また桂支所等の公共的な施設の復旧においても、早急に着手すべきと思っております。しかしながら、私がお願いしたい健康と福祉、医療の充実、道路の促進等の大きな2点の中で、どちらも同時進行すべきと考えておりますので、その点をお答えいただきたいと思っております。

ちなみに、診療所の建物の年数でございますが、国保七会診療所は、昭和47年建設で39年が経過をしております。歯科においては、昭和50年度建設で37年を経過しているわけがあります。大変老朽化をしております。

また、場所的にも問題があると思っております。入り口が狭く坂も急峻でありますし、高齢者

の患者の方が運転をしていく場合には、大変危険が伴います。

また、よく経営が赤字だということがございますが、私がいろいろお尋ねした中では、例えば平成21年度の収支は、町からの持ち出し分が7,700万円、内訳といたしましては、七会診療所医科が3,202万円、歯科においては2,076万円、沢山歯科においては2,434万円です。22年度収支は、持ち出し分合計が6,301万円、内訳としまして、七会診療所医科が2,660万円、歯科においては1,140万円、沢山歯科においては2,501万円と伺っております。

以上のように、先生方、関係者の皆様方の努力によりまして、年々赤字は縮小し、経営内容は改善されていると思っております。他方、県内の県立中央病院やその他公立病院、私立の病院においても、その立場上、使命上、赤字を出しているのも現状かと思っております。

しかしながら、地理的環境から医療に日の当たらない人たちのため、これから本町は高齢者が増える中でありますので、等しく公平に医療の恩恵を受けられるように、町長の実行をご期待するものであります。

また、主要道路の整備等につきましても、徳蔵倉見線は順調に工事が進んでおります。その主要道路、こび山線、真端線の工事等もぜひ進めていただきたいと思っております。また、その他農道についても、農業に従事される方も高齢化しているため危険でありますので、早急な進展を望みたいと思っております。

以上、第2点を質問いたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 初めに、ただいまのお話の中で診療所の話が出てまいりました。

七会診療所の建て替え計画についてのご質問でございますが、現在、国民健康保険運営協議会に諮問しまして、検討・審議をいただいているところでございます。

国保七会診療所につきましては、地域医療の拠点として重要な役割を担っておるところでございますが、外来診療棟が築39年を過ぎ老朽化しており、また駐車場部分、そののり面が崩壊のおそれがある急傾斜地として土砂災害警戒区域に指定されるなど、今後の医療体制が大変心配されるところでございます。

そのようなことから、総合計画や過疎計画に位置づけたところでございまして、財政上、優遇される過疎債が活用されるという期間の中で、建設できれば大変ありがたいと考えているところでございます。

また、診療所につきましては、先生を初め看護師一丸となって、住民医療に誠意を持って当たられるように私のほうでも指導して、将来的にはグループ化に向けた改善努力をしていくように指導してまいりたいと思っております。

次に、主要道路の整備でございますが、現在、町内の12の路線におきまして改良事業を進めておりますが、このうち過疎地域自立促進計画に位置づけられた路線としては、3つの路線がございます。この3路線の進捗状況につきましては、それぞれ担当課長のほうから答弁させますが、道路整備につきましては、町民の日常生活の利便性向上と安全確保を図る

ため、重要な事業でございますので、引き続き計画を進めてまいりたいと思っております。

なお、全体の進捗状況につきましては、担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 都市建設課長矢内勝浩君。

○都市建設課長（矢内勝浩君） 現在、改良事業を行っております3つの路線についてでございます。

議員のほうからもご指摘ございましたけれども、まず町道1号線、徳蔵倉見線は、平成17年度から合併市町村幹線道路緊急整備事業の指定路線として、県に委託して整備を進めております。これまでに延長約3,100メートルのうち、約430メートルの舗装改良工事が完了しており、今年度も引き続き工事が行われているところでございます。

次に、町道4号線、こび山線ですが、昨年度過疎代行事業の路線として国の指定を受けまして、現在県が事業を行っております。今年度は地質調査、設計などが行われております。また、町道19号線、真端線につきましては、平成19年度から事業に着手し、これまでに測量、設計、用地買収などを行ってきております。今年度は、道路改良工事の実施を予定しております。

また、農道についてでございますけれども、過疎地域自立促進計画に位置づけている道路は数多くありますので、道路計画全体における各路線ごとの緊急性や優先度を考慮した上で、整備について検討してまいります。

○議長（小松崎三夫君） 企画財政課長阿久津保巳君。

○企画財政課長（阿久津保巳君） 過疎計画の全体の進捗につきましては、計画期間の6年間の全事業数の59事業のご承認をいただき、平成22年度の実施事業につきましては、事業数延べであります。12事業のうち10事業に着手をいたしました。平成22年度の実施率に換算しますと83%で、過疎計画全体に対する進捗率であります。事業数ベースで17%となっております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 菌部 一君。

〔1番菌部 一君登壇〕

○1番（菌部 一君） どうもありがとうございました。

まだ、なかなかその事業が進まないということで、今度の震災に鑑みまして、大変だと思うんですが、今後とも限られた時間の中ですので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、診療所の建設を私はお願ひをしたいと思ひんですが、国保運営協議会のほうに諮問をしているとの話もありますので、ただ、そもそも過疎計画の中には、「第1次医療機関としての機能を維持し安心して受診ができるように、診療棟の改築と医療機器の更新、施設の整備等を図る」と明記をされております。今後は、計画の無限性を図って推進すべ

きと考えております。そのところをよろしくお願いをしたいと思ひます。

また、七会診療所歯科の利用者は、当七会地区の方ばかりではございません。桂地区、常北地区の皆様も多数利用をされております。一部、七会地区の診療所歯科ということではないということ、ここに強く訴えて、さらにその事業の推進をお願いするものであります。

また、主要道については、徳蔵倉見線は順調に進んでいるということでございますので、今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、こび山線、真端線におかれましても、測量、設計、用地買収等も進んでいる様子でございますので、さらに一層の推進をお願いいたします。安心して利用できる道路環境実現のためにも、町長の熱い思いをご期待申し上げまして、第1間は終わりにしたいと思ひます。ありがとうございました。

では続いて、2番目に移ります。

2番目は、地域資源・歴史的資源の活用についてでございます。

ご承知のように、来年の1月からNHKの大河ドラマ「平清盛」が放映される予定になっております。その主人公、平清盛の長男重盛公のお墓が本町、上入野の小松寺にございます。この際、この大河ドラマに便乗して町おこしに結びつくような考えがあるかどうかをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 菌部議員のご質問にお答えいたしたいと思ひます。

来年4月からNHKの大河ドラマに平清盛が放映される予定となっているということで、今話題になっているわけですが、大字上入野地内の小松寺裏の白雲山中腹にある伝内大臣平重盛墳墓につきましては、茨城県の指定文化財として指定されているところでございます。

この墳墓は鎌倉時代のものでございますが、重盛の腹心であった平貞能が平家の滅亡に際し、重盛の遺骨を抱えて常陸の平氏一族であった大掾氏を頼ってこの地に落ち、主君の冥福を祈り埋葬したものと、そういう歴史的に伝えられているわけでございます。

ご承知のとおり、重盛の父であります平清盛が来年のNHK大河ドラマに決まりましたが、町といたしましても、これを機に小松寺の協力をいただきながら、ゆかりの地として町全体のPRに努めて、観光客の誘客につなげてまいりたいと考えております。

墳墓につきましては、本町の本当に貴重な歴史的資源の一つでありますので、この機会を積極的に活用してまいるとともに、城里町を広くアピールしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 1番菌部 一君。

〔1番菌部 一君登壇〕

○1番（菌部 一君） ただいまの町長の答弁の中で、来年4月とあったんですが、これは1月だろうと私は思っております。

放映が、1月とすれば4カ月を切っておりますが、町としてはどのような方策が考えられているのか、また計画があるのか、再度伺います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 平清盛の長男重盛公が、本町ゆかりの人物であることを観光協会のホームページ等で紹介することにより、情報を発信してまいりたいと考えております。

また、小松寺周辺におきましては、ホロルの湯、ふれあいの里などの施設も充実しております。また、藤井川ダム周辺の散策路の紹介とあわせ、観光スポットとして一体的にPRしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 1番菌部 一君。

〔1番菌部 一君登壇〕

○1番（菌部 一君） ありがとうございます。

NHKが全国の視聴者等に与える影響力は、大変大きいものがあります。千載一遇のチャンスととらえ知恵を出し合ってくださいまして、この城里町をPRしていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、最後に安全管理についてお伺いをいたします。

職員・消防団の皆様方に現在貸与されている保護帽、ヘルメットの管理は、適正に運用されているのかをお伺いします。労働安全衛生法に定められている耐用年数は何年と示されているのかお尋ねをして、第1問とします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 職員に貸与しているヘルメットにつきましては、東日本大震災発生直後の本年3月末に、職員全員に安全確保を図るために購入し配布しておるところでございます。災害対応活動の際に着用を指導してまいりましたが、現在は被災した本庁舎の執務に立ち入る場合や、余震発生時の安全確保を目的として活用しており、管理につきましては、職員がそれぞれの身近に備え管理しておるところでございます。

また、そのヘルメットでございますが、消防団員にも火災、現場などでの消防団員が緊急活動を行う際に使用しておるところでございます。緊急活動を行う現場などで危険を伴うことから、頭部への重傷も考えられ、着用を徹底しており、管理につきましては各分団の備品台帳を備え、適正に管理を行うよう指導してきたところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） 1番、菌部議員さんのただいまのご質問の中で、耐用年数の



お話があったかと思えます。

耐用年数につきましては、FRP、熱硬化性樹脂のヘルメットが5年、ABS製、熱可塑性樹脂のものが3年ということになっております。

○議長（小松崎三夫君） 1番 菌部 一君。

〔1番 菌部 一君 登壇〕

○1番（菌部 一君） それでは続いて伺いますけれども、この3月に町長のご発言の中で、職員の皆さんには配布しましたということで、安心をしたところでありますが、やはり3月の大震災の際、またその他の消防活動においても、消防団の皆さんは、やはりヘルメットを着用することが必要だろうと思えます。

消防団の皆さんも、今、団員数は500ちょっとなんですかね、数的にはちょっとあれかもしれないんですが、ぜひとも消防団の皆さんにも大変な作業をお願いするわけでありますから、その手当てをひとつお願いしたいと思えます。

また、耐用年数の中で、今、町で新しく購入したのはどういう型のヘルメットなのか、お伺いをしたいと思います。以上2点、お願いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 職員用のヘルメットの数としては、今回300個、3月下旬に用意いたしました。その耐用年数は5年ということで、FRPの製品というようなことでございます。また、消防団用のヘルメットとしては、団員550名を、これもやはりFRPというようなことの製品で、今回買って貸与したところでございます。

その他、詳しいことにつきましては、総務課長のほうから何かありましたら、ご答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） ただいまの町長の答弁の中で、消防団についても今回配布というふうな答弁がございましたけれども、消防団については、今回は配布してございませんので、訂正をさせていただきます。

そのヘルメットの関係でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、いわゆるヘルメットの製造メーカー、日本安全帽工業会の安全基準につきましては、帽体の材質にもよりますけれども、5年以内に交換されるよう説明がされております。このような指導もありますので、消防団員のヘルメットにつきましては、使用頻度等を考慮しながら順次更新をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 1番 菌部 一君。

〔1番 菌部 一君 登壇〕

○1番（菌部 一君） ありがとうございます。

ただいま総務課長のほうから、消防団員の方にも順次配布されるということでございま

すので、どうぞひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それで、私も今回の質問に先立ちまして、七会支団第一分団の機械器具置き場のほうにお伺いをいたしまして、その他の消防器具の装備を見せていただきましたが、耐用年数が過ぎているものが散見されました。この際、ぜひ改善されますことを心からお願いをいたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で1番菌部 一君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、10番南條 治君の発言を一問一答方式により許可をいたします。

10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 10番、南條 治であります。

それでは、通告によるところの一般質問をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、東日本大震災後の現在の状況についてということで、3点ほどお伺いをいたします。

まだまだ大きな余震の続く中、そして福島第一原発事故、城里町においても大きなダメージを受けたわけであります。町の早い対応で2カ所のガレキ集積所が指定され、入札が実施されたと聞いておりますが、その内容についてお伺いをいたします。また、被災地についての処分については、全額国が持つというようなことではありましたが、3次補正についてもなかなかわからない状況であります。わかる範囲で結構ですので、お伺いをいたします。

次に、安全復興に対しての費用と時期とといいますか、時間についてどのように想定しているのか、計画についてもお伺いをいたします。

6月の定例会において、三村孝信議員の質問に対し、財政調整基金が13億2,500万円、公共施設整備基金が5億2,400万円の残高ということでありました。優先順位を含めて、町長のお考えをお伺いいたします。

3点目といたしまして、今後起こり得るやもしれない地震、その他の災害についての対策と対応について、お伺いをいたします。

東日本大震災が発生して、まだ半年、そして台風による紀伊半島豪雨、死者48名、行方不明者56名、計104名の最悪の事態となったわけであります。関東地方を直撃し通過すると考えたら、城里町に想定をしますと、山、そして幾つもの中小河川、過去にも千代橋が崩落、流出したというような事実もあります。現在、消防の一元化を進めているところでありますが、このことも含めて対策のマニュアルをお伺いをいたします。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 10番、南條議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

ガレキの集積につきましては、舟渡団地跡地と塩子の地内に集積いたしまして、ガレキの処分につきましては、8月23日に入札を行い委託契約をいたしました。約1カ月間の契約期間でございますが、今月30日までの処理業務が完了する見通しでございます。内容等につきましては、担当課長のほうから説明をさせます。

また、前の定例議会のときにも、ガレキの対応についてというようなことで、三村議員のほうから質問がございました。震災直後から行ってまいりました災害ガレキの受け入れにつきましては、本年4月30日をもって終了いたしましたわけでございますが、これは一定期間の受け入れを行ったことで緊急的なものは片づいたという判断のもとで、今後屋根瓦等の処分につきましては、修理業者等の処分をお願いしていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、今回の震災につきまして、いろいろ考えさせられることがございました。その後、台風12号が日本列島の和歌山県地方を襲いました。そういうことを踏まえまして、本当に今回の台風12号につきましては、いろいろ考えさせられることがございます。ああいう台風が夜来た場合に、城里町ではどういう対応ができたんだろうとか、そういうことも考えているところでございますが、そういうことも踏まえまして大変な教訓を得ましたので、それを元手に災害対策についての取り組みを、これから集中的に進めて考えていきたいと思っておりますので、議員の皆様方のご協力も、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、この城里町の完全復興に対しての費用というものにつきまして、どのぐらいを想定しているのかというようなこともお話があったかと思いますが、町全体の費用につきまして、試算することは現段階では非常に難しいと考えております。震災以降、現在までに承認いただいております復旧費用が10億4,000万円程度でございますが、それらに新庁舎の建設費、また本庁舎と桂支所の解体費用等その他の経費を考慮いたしますと、概算ではあります。一般会計ベースで28億円計上になると想定しているところでございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町民課長松崎 榮君。

〔町民課長松崎 榮君登壇〕

○町民課長（松崎 榮君） 10番南條議員さんのご質問にお答えいたします。

ガレキの入札の概要でございますけれども、先程町長からご答弁がありましたように、8月23日に5社による指名入札を行いました。ガレキの概要でございますけれども、これは設計概算でございますけれども、大谷石が1,029トン、コンクリート類217トン、かわら類が351トン、合計で1,597トンとなっております。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） ただいまの10番南條議員さんのご質問の中に、台風12号関係と消防団の一元化のお話があったかと思えます。

まず台風12号関係でございますけれども、今回の台風12号につきましては、幸いにして本町におきましては、これといった被害もなく一安心をしたところでございます。この対応でございますけれども、町防災計画に基づきまして、町内に防災体制を整備し、気象情報を的確に把握するとともに、関係機関からの情報収集に努め対応をしたところでございます。このように、防災体制の整備、また情報収集に努め、必要に応じて情報を発信していくことが災害対策につながるのではないかと考えております。

さらに、町内消防の一元化の件でございますけれども、消防団組織につきましては、今年度、城里町消防団組織等検討委員会において、消防団員数の減少や団員の高齢化などさまざまな問題を抱えていることから、本町の実情に応じた組織等を検討いただいているところでございます。

この中で、現在はそれぞれ支団制で対応しているところを組織の一元化についてもご検討をいただいているところでございます。消防組織が一元化されることにより、災害発生時の明確な指揮命令系統が一本化されることで、従前にも増して円滑な対応ができるものと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず第1点目、震災当時、直接処分場に搬入をしたマニフェスト、これに対する確認作業が進んでいるのかどうかをお伺いいたします。

それと、あと1点、業者さんによるいろいろな形の中でマップが作成をされ、これについて現地へ担当課で行って確認をしたのかどうか、その2点をお伺いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 震災後のいろいろなことにつきましては、課長会議があったときに、いろいろ課長のほうからも意見を出してもらい、また私のほうからも意見を出して、これからそういうことがあった場合の対応というものにつきまして、いろいろ協議したところでございます。

これから、確かに先程お話ししましたような、台風12号のああいう大きな台風が直接来た場合に、本当にその中で対応ができるのかどうか、ちょっと心配する向きもあるわけでございますが、とにかく、いつ来るともわからない、そういう台風は、ここは台風と地震と、それに伴う水害というようなものが大きな災害の一つであろうかと思えますが、そういうことにつきまして、これからは課長会議等でいろいろ会議をして、住民の安全、安心な町ということでやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

と思います。

○議長（小松崎三夫君） 町民課長松崎 榮君。

○町民課長（松崎 榮君） 10番南條議員さんのご質問にお答えします。

震災当時、直接各処分場、大蔵さんと白土商事さんへ搬入したわけですが、この搬入分につきましては、各ガレキの種類ごと、毎日こちらに来ています。

マニフェストは、直接搬入分ですので、先程話した2カ所の処分場で処理しました台数と量だけの資料はあると思います。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） 土砂マップ作成の件につきましては、地区住民の方にお集まりいただき、ご説明を申し上げながら作成したところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 今朝ほどの本日の新聞に、茨城放送の記事が出ておりました。

この中で、非常時災害対応マニュアルを常備、年に一、二回の内容読み合わせや備品、自家発電の発電機の作動確認などの訓練が生き、幹部不在の中でも放送継続に不手際はなかったと、このような記事が出ておりました。年一、二回の訓練をしているというような事であり、町においても、事あるごとにそういった訓練をしながら、住民のために努力していただきたいと思っております。

次に、2点目に入ります。

統廃合した小学校の児童の様子について、3点ほどお伺いをいたします。

1点といたしまして、夏にはプールの授業が子供たちの最高の楽しみの一つだと考えますが、今年の夏は最悪の状態となったわけであり、特に、桂小学校については、プール全体が修復不可能かと思うような状況でありました。教育委員会の的確な対応により、ホールの施設を使つてのプール授業ができ、私ごとではありますが孫が大変喜んでおりました。幸い転じて何とかという言葉がありますが、今後プール授業についてどのように進めるのか、プールの改修を含めてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、廃校舎という言葉は必ずしも妥当ではないかと思っておりますが、空き校舎の今後の利用について、町長の考えをお伺いいたします。また、防犯についても現在どのようにしているのか、お伺いをいたします。

続いて、教育委員会管理のその他の建物についての利用状況、今後について、どのようにするのか、お伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 今回の城里町の学校統廃合ということで、小学校が5校廃校になったわけですが、そういう中で3月11日地震が起きまして、プールが使えなか

ったという事でございました。

そういう中で、ホロルの湯の空いている時間、月曜日のホロルの湯、休みの時間にプールを使用したということで、今、南條議員さんのお孫さんだろうと思いますが、喜んでくれたということに対しまして、私も気持ちの中では本当にうれしく思っているところでございます。その点につきましては、後ほど教育長のほうからも答弁させますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

また、「廃校」という言葉は余りいい言葉ではないと思いますが、本当に地域住民にとって、最も身近な公共施設であったわけでございます。そういう地域のシンボリックな存在でもありました学校が閉校になったということに対しまして、いろいろ住民の皆様方の感情的な問題もあるのではないかなと思っております。ただ、現在の厳しい財政状況の中では、すべての施設を耐震化して、それを利用するというような事もなかなか難しいわけでございます。また、少子化に向かっているところでございますので、そこら辺等も、皆さんにご理解をいただきたいなと思っております。

あと、廃校いたしました学校につきましては、機械警備を導入して防犯に努めておるところでございます。よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 10番の南條議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

質問の中で、廃校舎のことにつきましては町長のほうでお答えいただきましたので、1番のプール事業と3番の委員会の管理のことについて申し上げたいと思います。

まず1番のプール授業ですけれども、今回の震災によりまして、実は本町の中でプール施設の被害を受けたのは、今ご指摘ありました桂小学校と、実は桂中学校も余震で受けました。実質的には、桂中学校はプールの機械室の天井が落ちたというふうなことで、これは大きな被害ではありませんので、今年度中に復旧して、来年度からは使えるようになるかと、こういうふうを考えております。ただ、桂小学校のプールにつきましては、今南條議員さんのご指摘にありましたように、本体に被害、いわゆるプールの亀裂というふうなものが入ってしましまして、これを本格修理するには非常に多額の費用がかかるというふうなことで、現在においては修理をしないで解体の方向で検討をしているところでございます。

ただ、授業につきましては、今ご指摘ございましたけれども、小学校では文科省の規定によって、各学年12時間の授業をなさいます。中学校におきましては1年生のみが必修なんです。10時間の授業時間を充てなさいという規定がございます。被害を受けた桂小学校、そして、今年の場合は桂中学校の授業ができませんので、今までお話しございましたように、ホロルの湯を使わせていただきまして、月曜日の休館の日を使って行っているというふうに思っております。

本町では、プール施設がないのがもう一つ、常北中学校がございませぬ。ここもホロルの湯を使いまして、ただホロルの湯は温水プールですので、夏にしかできないという事ではありませぬので、幅広い年間計画を立てた中で水泳の授業を実施したいというふうにお考えしております。

以上がプール関係のことです。

もう一点、教育委員会の管理の学校施設以外というふうなことでございませぬ。現在、教育委員会が管理しているものは、内訳を申し上げますと、公民館が分館を含めて5館ございませぬ。給食センターが3施設、幼稚園が2施設、体育館が3施設、そのほかに桂図書館、コミュニティセンター城里、さらに伝習館という施設がございませぬ。すべてを合わせますと、16の施設になります。現在使用していない施設は七会幼稚園の1施設です。これもいろいろな形で活用を呼びかけていくところですよ。

今後、利用しない施設や、あるいはまた稼働状況の悪い施設等については、精査をした上、閉校した小学校とあわせて学校跡地等検討委員会というのを設けておりますので、この後、細かいことについては検討していきたいというふうにお考えしております。

以上ですよ。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） ただいま教育委員会のほうから使用頻度の少ないところ、そしてまた七会幼稚園についての対応、このようなことを前向きにお話をいただいたわけでありませぬ。使っていないもの、それに対して管理、これは非常に負の遺産となってしまうわけでありませぬので、前向きに検討委員会を立ち上げて、早い対応をしていただきたいと思ひます。

次に、各課管理の建物について、合併当時のもので、ただいま教育委員会のほうでお話をしましたけれども、まず所管の中で余り利用がされていないもの、そういうものについて結構でありませぬが、お示しを願ひたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 公有の建物につきましては、合併前のそれぞれの町村が必要に応じて建設し管理してまいりましたが、これを新町に引き継いだものでございませぬ。そういう中で、確かに議員が申しますように、3つの町村が一つの町となったことによりまして、その必要性等につきましては、検討していかなければならないと思ひており、不必要な施設については、処分等も検討してまいりたいと思ひております。

未使用の施設等につきましては、所管課長のほうから順次ご説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

〔総務課長三村 主君登壇〕

○総務課長（三村 主君） それでは、総務課所管をご答弁申し上げます。

まず桂地区の大字錫高野と大字御前山に消防関係で新しい車庫兼詰所を建設した事から、従前の消防自動車の車庫で未使用のものが残っております。この旧車庫につきましては、それぞれの区長さん方に、地区で利用するのであれば無償で譲渡する旨のお話をしたところでございますが、これを利用するお話はなく、現在に至っているところでございます。

今後は、再度区長さん方にこの旨のお話を申し上げ、再利用の希望がない場合には、取り壊しの方向で検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松崎三夫君） 健康福祉課長山口充彦君。

〔健康福祉課長山口充彦君登壇〕

○健康福祉課長（山口充彦君） それでは、健康福祉課管轄でございます。

まず初めに、桂保育所でございます。現在のところ、災害により休所をしているものでございます。町の方針といたしましては、国・県が少子化対策として、民間保育施設を対象に各種の補助事業を展開しております。

安定運営を推進し、町内にある4施設で事業を取り入れて安定に努めてまいりたいと考えております。また、少子化の進行により、年々入所児童が減少する現在においては、民間保育所にも入所余裕があります。災害に対しまして民間施設で対応してまいりましたが、施設の整理については24年度に実施をしたいと考えております。

なお、災害期におきましては、民間施設で十分対応ができております。まだ民間施設にも余裕が見えております。

次に、高齢者コミュニティセンター高田荘でございます。

高田荘につきましては、設置から26年という歳月が過ぎております。これにつきましても、震災により棟がわらがすべて破壊されまして、雨漏りを防ぐために、応急処置、ブルーシートにより対応しております。この利用目的につきましては、高齢者クラブ関係の活動関係でございます。現在、高齢者クラブも年々減少をし、施設利用も数年、年に数日しか利用していないのが現在の状況でございます。

なお、利用につきましては、地域の住民が年に1週間程度利用しているような現在でございます。24年度には整理していききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 保険課長川又重光君。

〔保険課長川又重光君登壇〕

○保険課長（川又重光君） 保険課所管の建物といたしまして、沢山診療所の内科診療と、それから七会診療所、医師住宅1棟が現在使われていないものとしてあります。沢山診療所につきましては、昭和61年度に国庫補助を受け建設されたものでございます。この処分期限は39年ということになっておりますので、平成36年度までは処分できないということ



になっております。現在、用途変更いたしまして、沢山歯科診療室の倉庫として使用しております。

それから、七会診療所の医師住宅につきましては、昭和56年度に建設されました。1棟につきましては現在使用しておりません。居住可能とするのには、多額の修繕費がかかりますので、先ほど町長の答弁にもありましたように、今後は処分を含め検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 産業振興課長高松輝美君。

〔産業振興課長高松輝美君登壇〕

○産業振興課長（高松輝美君） 産業振興課所管の建物につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず第1点は、キャンプ場、うぐいすの里内にあります展望風呂でございます。平成9年に建設いたしまして14年が経過しております。平成19年から設備の故障等によりまして、閉鎖をしているところでございます。あわせまして、管理棟でございますけれども、展望風呂とともに、平成19年度から閉鎖をしてございます。

なお、このキャンプ場の管理棟につきましては、キャンプ場入り口のほうに移転をいたしまして、現在営業しているところでございます。

それから、ふれあいの里地内にあります旧常北物産センターの売店が、現在未利用となっております。この売店につきましては、平成5年に建設をいたしまして18年経過しておるところでございます。平成14年度から、この物産センターにつきましてはホロルの湯のほうに移転をいたしまして、営業しているところでございます。

それからもう1点でございますけれども、特産品直売所ななかいでございます。高齢者コミセンの高田荘の近くにありますが、平成6年に建設いたしまして、17年を経過したものでございます。現在の営業不振によりまして、本年度、23年度から休止状態でございます。これにつきましては、施設、建屋につきましては町が修理しておりますけれども、土地につきましては前組合長の土地でございます。

なお、今後につきましてですけれども、旧町村単位のキャンプ場建設のあり方につきましては、町監査委員さんからの意見書、さらには過去の議会の一般質問等にありましたけれども、統廃合に向けまして、今後順次進めていきたいと考えております。

なお、常北物産センター売店につきましては、民間貸与も含めまして検討してまいりたいと思います。

最後の特産品直売所ななかいにつきましては、売却処分等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） それでは再質問をさせていただきます。

監査委員の報告書にもございました町の土地、借地の部分がかかなりあるようでありますので、そういったものの見直し、これも含めて町長はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） いろいろな公共的な施設のところで、借地というのは余り好ましくないわけでございます。そういう中で、借地でなく買収ができれば一番いいのではないかなと思っているわけでございますが、そういう借地で残っている所につきましては、相続ができなかったりと、いろいろな問題があって、借地のまま残っているというようなものも含まれておりますので、そういう所につきましてもよく精査して、監査委員さんが言われているように、そういうものにつきましては、早いうちに精査して処理していかねばならないだろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 10番南條 治君。

〔10番南條 治君登壇〕

○10番（南條 治君） 町の財政状況を考慮して、無駄をなくして整理していくというようなことで、今後の活躍に期待をいたしまして一般質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 以上で10番南條 治君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、2番余水紀夫君の発言を一問一答方式により許可いたします。  
2番余水紀夫君。

〔2番余水紀夫君登壇〕

○2番（余水紀夫君） それでは初めに、幼稚園についてご質問いたします。

現在、城里町には、唯一の町立幼稚園として、常北幼稚園があるわけでございます。近年、少子化、高齢化の進展に伴い、園児数が減少する傾向にあると伺っておりますが、特に幼児期に人間形成の期間とされる重要な時期であります。このような幼児期に行われる教育は、子供の心身の健やかな成長を促す上に、極めて重要であり、遠因を有するものであります。

現在、常北幼稚園の園舎については41年前の建設であり、園庭等も道路改良に伴い、以前より狭くなったと思われませんが、町として現状をどのように把握しているのか、伺います。2つ目ですが、将来の町の幼稚園経営の基本姿勢、ビジョン、これを伺います。

以上、2点について答弁を求めます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 2番、余水議員のご質問にお答えいたしたいと思っております。

幼児教育というのは、小学校就学前の教育として本当に重要なものでございまして、創意ある教育課程の編成や実践、教育環境の向上と心身の調和のとれた発達を目指しているところでございます。施設の整備におきましても、現在の園舎は、建設から41年ほど経過して狭隘でもありますので、今後、計画的に整備を進めてまいりたいと思っております。

また、今後の課題でございますが、将来的には少子化による園児の減少も考えられますので、民間事業者との整合を図るとともに、民営化についても検討していかなければならないと考えておるところでございます。

なお、詳細につきましては、教育長のほうからも答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 2番の余水議員さんのご質問にお答え申し上げたいと思います。

ただいま町長が概略についてお話し申し上げましたけれども、常北幼稚園の現状ですが、ちょっと細かい数字を申し上げます。敷地面積は5,284㎡、運動場の用地は2,096㎡です。建物につきましては、鉄骨造の平屋建て、延べ床面積は422㎡でございます。昭和45年3月に竣工しており、年数がたっていることは今のお話にあったとおりでございます。

園児数につきましても、年々減少しているというのが現状で、今後大幅に増えるということは、ちょっと予測ができないかもしれません。この少子化というふうな形での問題が現存するんですが、社会のニーズに対応した教育及び低年齢層、今4歳、5歳なんですが、3歳を含めた受け入れとか、あるいは前に議会のほうでご承認いただいた請願で、言葉は申しわけございません。住民の方から提案があって、議会のほうでご承認いただいた延長保育というふうなことにつきましても、今後検討していかなければならないというふうに考えております。

そして、もう一つ、町内には私立の幼稚園、あるいは保育園というのが4園ございます。公立としましても、これらの民間の施設との整合性も図っていく必要があるのかというふうに考えますので、幅広い範囲で将来の方向性については、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 2番余水紀夫君。

〔2番余水紀夫君登壇〕

○2番（余水紀夫君） ありがとうございます。

私の認識と、町としての認識はほぼ同じようなところだと思います。町長の答弁からすると、これから移転等を今後視野に入れて計画を進めたいというような旨、発言があったと思いますが、そこで私は、一つの提言をしたいと思っております。

小松小学校の体育館は、約3年前くらいですか、これが3億もかけて建て替えられまし

た。町の自己財源は約2億と聞いています。しかし、学区編成の中で閉校となり、子供たちの姿は校庭から影も形もなく消えました。非常に、ただただ、寂しいものです。地元では、団体の利用があるのみでございます。この体育館を有効に利活用する上でも、常北幼稚園の小松小学校への移転を提案します。また、その場合の本校舎の耐震設計、それから耐震工事費用、これがおよそどのくらいかかるのか、あわせて答弁を求めます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） ただいま幼稚園のことにつきまして、閉校した小松小学校のほうに移転してはどうかというようなお話があったわけですが、閉校となりました小松小学校につきましては、耐震の問題もあるわけでございます。

耐震工事をするとなると、七、八千万円程度かかるという試算もございまして、そういう中で閉校となりました。そういう学校につきましては、国の補助金も見込めるわけではございません。見込めないと思っております。そういう厳しい財政環境でございますので、移転については難しいと考えておるところでございます。

そういうことで、本当にそういう気持ちはわかるわけでございますけれども、小松小学校跡地問題につきましては、跡地検討委員会の中でよりよい方向で進ませていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 2番余水紀夫君。

〔2番余水紀夫君登壇〕

○2番（余水紀夫君） ただいま町長から、耐震工事で約8,000万くらいかかるというような話ですけども、小松小学校は閉校になってしまったわけですから、移転では国・県の補助金は出ないと思います。ただ、体育館の活用を考えれば、町は何かの手を打つべきではないかと思えます。

小松学区は学校教育に理解があり、3世代交流に地域を挙げて教育に貢献してくれたわけでございます。また、自然環境にも大変恵まれています。その地、移転が難しいのなら、グラウンドの新設を考えてはどうかという提案をします。執行部として、よく検討してください。答弁は結構です。

続いて、公共下水道について質問します。

平成22年度から25年度に上泉・増井地区の一部3ヘクタールについて、事業認可申請がなされたと聞きましたが、内容は藤が原ニュータウンにある県施設から引き込み接続接点をつくるもので、増井地区整備の出発点になると思われれます。増井地区にとっては、かねてから待たされ待たされ、ことができなかつたわけでございます。そこで、町の今後の計画について、お伺いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 公共下水道についてのご質問でございますが、常北地区の那珂

久慈流域関連公共下水道事業につきましては、平成3年11月に下水道法に基づく事業認可を受けて、事業に着手しておるところでございます。この事業の進捗にあわせて整備面積を拡大し、推進をしているところでございます。

ご質問の増井地区の計画につきましては、上位計画となります茨城県那珂久慈流域関連公共下水道整備計画が一部変更のため、今年度中に国の認可を受ける予定でございます。この県の計画が認可されれば、当町においても石塚の一部、上泉、増井の一部について、県のほうに認可拡大の申請をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 2番余水紀夫君。

〔2番余水紀夫君登壇〕

○2番（余水紀夫君） この下水道工事の認可というのは非常に大変らしいんですけども、5年ごとに1認可しかとれないような、およそ50ヘクタールですか、そのくらいしかとれないというと、これはうちのほうの磯野で出してきたやつは、これは15年かかってプラスアルファとなると、20年以上も要する見込みなんですけれども、それを早いスパンで何かとれるようなあれはないのかと思うんですけれども。5年ごとに1認可では、これは到底大変なものですよね。下水道工事をやるにしても。ですから、磯野までやったら、15年も先、プラスアルファ20年先かかってしまうわけですよ。その辺を町としては、これは早急に交渉してやっていただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 県のほうから、これから認可をいただければ、平成25年度には工事に着手できるものと考えておまして、その後につきましては、事業の進捗にあわせ、認可区域を拡大しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

また、下水道課長のほうから、現在の状況等につきまして答弁させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 下水道課長柳橋和幸君。

〔下水道課長柳橋和幸君登壇〕

○下水道課長（柳橋和幸君） 2番、余水議員さんのご質問にお答えいたします。

現在、増井地区の認可予定関係であります。さきに町長がご説明いたしましたが、県が国の認可を今年度受ける予定でございます。それが済みますと、今度は町のほうで県のほうに申請をする状況になっています。そういう中で、今現在、県との協議の中で平成23年度の拡大予定面積につきましては、全体で30ヘクタールということで計画しました。当初、増井は3ヘクタールの面積を見込みましたが、石塚の一部、上泉、増井一部の面積清算によりまして、増井地区は8.8ヘクタールの拡大申請、面積を見込んだところでありませぬ。県の認可区域指定によりまして、非認可区域の石塚、那珂西などを含めまして、増井8.8ヘクタールの一部につきましては、平成25年度より年次計画の中で25年度より年次計

画の中で整備を進めていきたいと考えているところであります。ご理解のほどよろしくお願いたします。

また、並行しまして、現在増井地区の下水を流すためには、先ほど余水議員さんのほうからもありましたけれども、十万原地内に県が行う那珂幹線ルートの下水工事、延長約600メートルが残っています。これが完了しないと増井地区の工事もできないわけですが、これにつきましては県との協議によりまして、平成23年度には環境の設計、平成24年度には工事を行えるように、さらに当町が平成25年度に増井の一部について工事が入れるように、県のほうで事業計画を進めていただいているところであります。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 2番余水紀夫君。

〔2番余水紀夫君登壇〕

○2番（余水紀夫君） 今のご説明で大体わかりましたけれども、これが今まで何回か申請をやったような感じなんですけれども、昔の議員さんは、もうとっくにやることになっているんだと、そういう話なんだけれども、何だか話がわからないんですね。うそばかりついている。ですから、地元の要望が非常に強い案件なので、早急に着手できるようお願い申し上げて、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で2番余水紀夫君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第4号、5番関 誠一郎君の発言を一問一答方式により許可いたします。

5番関 誠一郎君。

〔5番関 誠一郎君登壇〕

○5番（関 誠一郎君） それでは、通告にありますように、要旨は単刀直入でございますので、単刀直入の答弁を求めたいと思います。

さきの大震災におきまして、前回の一般質問においても質問しましたけれども、なかなか福島原発の収束は目に見えない。ただ、現状を見ますと、かなり進んでいるなという印象を受けるわけであります。そういう中で、この城里、また茨城においても、まだまだ放射能数値が高いと、そして食材についても非常に住民は不安に思っておるところでございます。

そういう中でお聞きしたいのは、学校給食の食材についてでございます。

現在納入されておる産地を、まずお伺いします。そして、またその納入されている食材について、安心なのか、安全なのか確認をされているのか。この3月11日、常北の給食センターが大被害を受けたわけですが、その後、副食というような形で七会、桂で行っておるところでございます。

今まで副食で使った納入の賄い、その産地と安全は確認されたのか、以上2点を質問して、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 5番、関 誠一郎様のご質問にお答えいたしたいと思います。

学校給食の食材について、現在納入されているものは安全なのか、または納入されている品物につきまして、確認されているのかというご質問かと思えます。

学校給食に使う食材の購入につきましては、茨城県のほうから通知がございまして、その内容につきましては、茨城県産の農畜水産物の安全性につきましては、分析調査をいたしまして、安全が確認されたものだけが出荷されているとの内容でございます。このようなことから、安全が確認されている公設市場を介した食材を利用しているところでございます。

なお、学校給食の食材につきましては、詳細につきましては教育長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） 5番の関議員さんにお答え申し上げたいと思います。

概略は町長のほうからございましたけれども、給食センターで利用している食材の産地としては、4月の年度当初、旬なものを利用するというふうなことから、九州・四国地方の各県産、そして長野、群馬、千葉、最後に茨城というものを利用しておりました。

7月以降につきましては、農協を通しまして一部地元の野菜も利用しております。基本的には安全が確保されているというふうに私どもは理解しております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

〔5番関 誠一郎君登壇〕

○5番（関 誠一郎君） 4月からの産地は九州・四国と遠方、そしてだんだん近く、地元から納入しているということでございますが、一般の地元の農家からも、微量であります、入っていますよね。農家でつくっている野菜を納入しているという部分があるかと思えます。

やはり市場から経由すれば安全であるという、それなりの証明がついてのことではございますが、特に桂に関して地元の農家の生産者からの季節のものが入っていると、そういうものについての調査、検査をしたのか。それと、そういう検査態勢であれば、今この町では確認する機械がないわけでございますね。この辺で一番早かったのは流山市、そして、この辺、茨城県では太田あたりがもう早く検査機械を導入しまして、住民の安全、そしてまた学校給食の安全を行っておるわけでございますが、先月給食委員会で私が、もうとにかく検査する機械を早急に購入すべきだということをお述べましたら、その日の夕方、事務局長より買うことになっているという電話、一報をいただきましたが、多分今注文し

ても1カ月、2カ月は最低でもかかるかと思えます。そういう状況の中で、やはり地元の農家で作っておる野菜の食材、賄いは、やはり機械がない以上、民間の業者に素早い対応を求めて、安心安全な賄いに、検査をする意思があるのかどうか、再度お伺いしたいと思えます。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） ただいま関議員のほうからお話がありましたように、とにかく子供を学校に送り出している父兄にとりまして、本当にそういう給食に出るものは安全なのかどうか、確かにそういう面では不安を覚えているかと思っております。今回そういう中でお話がありましたように、放射線測定機を予算化いたしまして、今度の議会に諮ったわけですが、そういう中で地産地消ということで、地元の農家でできました農産物というものにつきまして、安全であるというような中で子供たちに食材を与えていければと思っております。

そういう中で、今確かに注文しても1か月、2か月、あるいは3か月という放射線測定機というものがなくて、買えないというようなこともございます。なるべく早く購入して、学校にかかわる危険を取り除いて、安全な食材を食べさせて、子供たちに安全な食材を確保をしてやっていきたいと思っております。

その間、どうするのかというようなことでございますが、その間は公設市場から入れたりして安全であるというような、そういう食物を野菜をやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたしたいと思えます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 関議員さんにお答え申し上げます。

先ほど生産者の方からというふうなお話ございましたけれども、個々の生産者の方からの購入はしておりません。ごく一部の品物ですけれども、いわゆる農協を通した形で購入をさせていただいております。

今、町長のほうから答弁がありましたように、そのためにも検査をするというふうなことは必要であり、関議員さんのほうからお話ありましたように、放射線の測定機については、ぜひ買わせていただきたいというふうに考えております。

ただ、その間、間が空いてしまうというふうなことでどうするのかというのが現時点の問題になってくると思いますが、それは執行部のほうともよく検討させていただいて、何らかの安全策を見出せるような方策を考えさせていただきたいというふうなことでお答えさせていただきたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5番関 誠一郎君。

〔5番関 誠一郎君登壇〕

○5番（関 誠一郎君） 測定機を買っていただくのは本当にありがたいことなんですけ



れども、今、教育長が答弁されましたが、この間の給食委員会では地元の農家でつくっている野菜を入れていますよと、桂給食センターでは入れていますよという話がありましたよね。それは、あくまでも地元の農家から農協へ行って、農協から入ってくると。だから、安全面に関しては、農協では検査はしていませんよね。その点、最後に3点目で質問します。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） ご指摘のように、農協ではきちんとした検査はされていないというふうなことをお聞きしております。その時点のところで、対応を共有しなくてはいけないかなというふうに思っています。

もう一面は、地元の商品を活用するということも考えなければならないというふうなことです。その辺のところを私どもも努力をしていきたいと思っておりますし、関議員さんのほうでもご協力方お願いしたいと思っております。答弁にかえさせていただきます。

○議長（小松崎三夫君） 5 番関 誠一郎君。

〔5 番関 誠一郎君登壇〕

○5 番（関 誠一郎君） 趣旨は私も十分わかっております。やはり地産地消という、これがやはり原点でありますし、行政の立場であれば、やはり野菜だけでなく商法に関しても、やはり地元と。やはり地元から税収をいただいているという観点の中から、それは十分理解するわけでありますが、いずれにしても給食センターも本来なら9月からオープンしてできるわけだったのが、まだできない。今年度いっぱいだめだろうというようなお話でございますので、子供たちに大変不自由、そしてまた保護者に対しても不便な思いをさせておられるわけでございますので、まず安心、安全を再度確認していただきまして、よりよい学校給食を推進していただきたいと思ひまして、1点目の学校給食についての質問を終結いたします。

続いて2番ですが、坏公民館についてでございます。

やはり震災において多大なる、甚大なる被害を受けたわけでございますが、執行部から聞きますと、解体だと。なぜ解体するのかということ、その理由をお伺いするわけでありまして。そして、解体した後、坏地区のコミュニケーションの場をどうするのかと、それまで考えているのかということをお伺いしまして、1回目の質問といたします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 今、坏公民館につきましては、今回の震災により被災し使用禁止になっているところでございます。

震災後に、被災状況につきまして建築士に調査をお願いしたところ、建物、外周部に地盤の沈下が認められ、建物全体の改修が必要である旨の報告を受けております。坏公民館については、土地が借地でもございますし、また水田を埋め立てたという、そういう経過

もございますので、解体という判断をしたものでございます。

その解体した場合の坏地区の公民館で、いろいろコミュニケーションを図っていたわけですが、そういう場がなくなってしまうのではないかと考えていると思いますが、私といたしましては、その近くに閉校になりました坏小学校の施設がございます。この坏小学校を何とか利活用してまいりたいと考えておりました、被災した公民館等につきましては、教育長のほうから答弁させますが、坏小学校をこれから利活用していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

〔教育長石原道明君登壇〕

○教育長（石原道明君） お答え申し上げたいと思ひます。

概略につきましては、町長のほうからご説明がございましたので、多少つけ加えさせていただきます。

建築士に被災状況の調査をお願いいたしました。報告された内容について、申し上げたいと思ひます。

建物外周部に地盤の沈下が認められ、外壁防水能力、下地金物の支持力低下、配管の破損等が考えられますので、建物全体の改修が必要であります。あわせて、木造躯体部の補強金具の強化も必要であると報告されております。

このことから、先般、上坏と下坏地区の区長さん方に公民館に集まっていただきまして現状を説明し、今後のことについて、話し合う機会を持ちました。地区コミュニティーの場として、現在利用しています坏小学校をご利用いただき、地元のことを地元の区長さん方に説明をいたしまして、解体についてはご理解をいただいたものと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

〔5 番 関 誠一郎君登壇〕

○5 番（関 誠一郎君） もっと詳しい答弁が私は欲しかったんですけども。というのは、私も被災状況の報告書を持っています。いいですか、町長と教育長が言った答弁とは全く違う。これは町でつくっているんですからね、いいですか、ちょっと読みますから。

基礎の沈下及び鉄骨部の変更、損傷等は確認されなかったと。建物自体では何にもなかったと。考察に関しては、建物外周部の沈下に対し、周りの沈下に対して、建物は沈下していない。していないですよ、10メートルのPCぐいが細かく打ってあるんですよ、あそこは。私も建設当時知っていますけれども、要するに、地盤が軟弱のために、それだけ基礎にお金をかけたということ。だから、建物は水平レベルでは何でもないと。外壁が落ちたとか内装が落ちたとか、それはあります。外壁自体が大建工業でつくってあるラムダというサイディングで、あれは非常に重いんです。重量があるやつです。あれは地震であれば必ず落下しますよ。隣の消防小屋なんかは、同じようなサイディングで補修しましたよ

ね。あれで十分可能ではないのかと思います。

2回目の質問としまして、町長が坏小学校を利用して、坏地区のコミュニケーションの場にしたいと。そして、また教育長が区長からご理解を得られたと。何をもちましてご理解を得られたんだかわかりませんが、私は区長のところへ行ってよく聞いてきました。全く解体に関しては賛成していませんよ。後の状況をどうするか。では、町長が言う坏小学校を利用するというのであれば、先ほど余水議員からありました。耐震化工事するのに8,000万から9,000万かけて費用対効果というか、合うのか。だったら、私はあの公民館、私が見た限りでは1,000万から1,500万の補修工事でしょう。それが3,000万と行政のほうから言われていますけれども、どういう形で3,000万という形が出たんだかわかりませんが、町長、そしてまた教育長の建物に対して、被害がひどかったということがありましたが、この報告書は被害は地盤沈下、建物に対して何もなかったという状況もあります。再度、町長と教育長、これに関して答弁を求めます。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 私のところに入っている、そういう被害状況につきましては、先ほど申し上げたようなところが入ったところでございます。そういう中で、あそこにつきましては桂支所と、この役場の本庁舎の中間点でもありますので、それほど遠い距離でもないというようなこともございまして、それにしましても、地区の皆さんが今まで利用していたコミュニケーションの場として保たなければならないだろうということを踏まえまして、この坏小学校を多目的施設というようなことで、私としては考えているところでございます。

避難場所、または備蓄倉庫、そういうスポーツの施設、文化財等の展示、また会議室、それから文化財の資料室というようなものも、この城里町には余りないものですから、そういうのも施設の中で管理できるような施設が欲しいと、そういうものを思っておりましたので、そういうことで坏小学校を私はお願いしたところでございます。

過日、坏小学校へ行ってずっと見てまいりましたが、坏小学校は2階建てでございます。それほど耐震にはかからないだろうと思っておりますし、学校そのものも本当に亀裂も何も入っていない学校でございましたので、ここはそういう面ではいいのかなと思って、私はそういう方面でやっていければと思っておりますので、どうかご計画のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 教育長石原道明君。

○教育長（石原道明君） 先ほど第1回目でお答えを申し上げましたけれども、私も細かい報告書に目を通しておりませんでしたので、事務方からの資料というものをもとにお答えを申し上げます。

基本的な問題としては、やはりあそこの地区における住民のための集会施設、集合施設

というふうなものが絶対的に必要なのかな、そのために、今あった集会施設を治すのか、あるいは新しい集会施設を新設することによってフォローしていくのかというふうな問題になっていると思います。その選択の仕方は、今、私の気持ちとしては、すぐにどちらがいいというふうな即断を出ない部分でございますので、今後議員さんと、またあるいは地域の方々のご相談をさせていただいて、よりよい方法を探らせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 5 番 関 誠一郎君。

〔5 番 関 誠一郎君登壇〕

○5 番（関 誠一郎君） 先ほど余水議員の質問において、廃校になった建物については耐震化工事はしないと、今回は坏小学校に関しては耐震化をやって、地域のコミュニケーションの場、いわゆる公民館という形の中でやっていくんだということでございますが、最後に町長、あの修復工事が仮に1,500万だと。坏小学校を公民館として利用する場合には、仮に8,000万の耐震化工事をする。そしてまた地域の住民の要望というのはあると思いますよね。やはり和室が欲しい、調理場が欲しいだ、そうすると、やはり2,000万、3,000万、1億円を超えてくるような膨大な金額になってくるわけです。それでも、町長として、坏小学校を耐震化して公民館としてやるのか、やらないのかをお伺いして、私は最後の質問として一般質問を閉じたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 坏小学校を一度にそれだけの金をかけてやるということとはできないと思います。ただ、城里町には先ほど言いましたように、坏小学校も避難場所にもなっておりますし、そういう中で、坏地区というのは、水難の大きい災害が前にもあったということも聞いております。そういう中で備蓄倉庫、それから文化財等の展示資料室、それから会議室等もないというようなことでは、地区の皆さんに申しわけないと思っておりますので、できたらそういう坏小学校を修理してある程度、一度に修理するということはできないかもわかりませんが、やっていけたらば、皆さんのご協力をいただきたいなど思っているところでございます。

○5 番（関 誠一郎君） ありがとうございます。

○議長（小松崎三夫君） 以上で5 番 関 誠一郎君の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。午後は河原井議員の質問から入りますので、よろしくお願いします。

午後 0 時 0 5 分休憩

---

午後 1 時 1 0 分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま12番三村由利子君が中座いたしました。

河原井議員の一般質問から再開いたします。

通告第5号、4番、河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。

さらに傍聴人1名を許可いたしました。

4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） 議席番号4番、河原井大介でございます。

3月11日の東日本大震災におきまして、多くの方々が亡くなりました。また、復旧過程の中で、まだまだたくさんの方々が苦しんでおります。また、先日の台風12号による広範囲の紀伊半島を中心に、死者・行方不明者が100人を超えるという平成の最悪級、大変な被害に遭われた方々に対しまして、心より哀悼の意を表したいと思っております。

私が再三役場、本庁舎、この望楼に対して危険性を訴えてまいりました。残念ながら、心配どおりになってしまったんですけれども、もし東側に崩落した場合、大惨事になっていたのではないかなと。幸い西側に傾き崩落せずに済んだ、これは救いでもございましたし、これは町長のふだんからの町を思う心がそうさせたのではないかなというふうに思いますし、私の言うこともそんなに間違っていないというふうにも思いますので、今後ともぜひ前向きにお話を聞いていただければというふうに思っております。

さて、質問に入っていきたいと思っておりますけれども、私が一番心配しているのは、皆さんも町民の方々も同じ気持ちだろうと思っておりますけれども、もしかしたら、今日、明日に東日本大震災と同等規模の震災に見舞われたとき、また大地震が来たとき、城里町の防災行政は本当に大丈夫なのかということなんです。つまり、3月11日、震災直後の混乱、これをまた繰り返してしまうのではないのか、そういった心配する方々が非常に多い。防災、そして減災対策の見直し、この必要性を強く感じるとともに、震災後、あの混乱、多少失敗があったというお話がございますので、そういった失敗を繰り返すことにならないように、もし繰り返すことになるのであれば、非常に不安だという住民の方々が多くいらっしやっていることを町長も認識しているとは思っております。

ここに城里町の地域防災計画というものがあります。1,796ページにも及ぶ城里町地域防災計画、当然町長、総務課長は中身について十分認識されているものと考えています。一つ一つを検証しながら読んでいくと、いろいろチェックしたんですけれども、これはすごい量で、一つ一つ見ていくと、これは1カ月ぐらいかかるのではないかな、そんな内容ではないかなというふうに思っております。3月11日から半年が経過をいたしました。十二分に災害対策本部の中で防災計画を咀嚼して、さまざまな検証が当然なされているという前提に立ち、質問をしてまいります。

まず城里町地域防災計画でございます。

この中で3点、実効性についてお聞きしますが、まず1点目は、その計画のこの中にあ

る第2章第2編の中に災害応急対策計画、201ページ、それから第3章、1,201ページ、災害復旧復興計画、またさらに、城里町地域防災計画の中の第3編第1章、51ページに災害予防計画のことにについて事細かに書かれています。その実効性について、まずお伺いをし  
てまいります。これがまず1点目です。

そして次ですけれども、震災直後、特に3日間なんですけれども、このライフラインにある通電、通水までの対応について、どのような対応をされたか、お伺いをさせていただきます。

次です。防災力向上のための事業についてをお伺いします。

続きまして、4点目ですけれども、災害の予防策、復旧支援策、この財源についてお伺いをしていきたいというふうに思います。

5点目、町の災害対策本部の解散時期、その判断基準及び対策本部での総括について、お伺いをいたします。

6つ目、町の復興について、今後の方向性、また考え方についてお伺いします。

1回目の質問です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 4番、河原井大介議員のご質問にお答えしたいと思っております。

質問の内容等につきましては、全体的には東日本大震災を受けて、町としての対応の総括はというような中で、6点、今質問があったわけでございます。そういう中で、地域防災計画の実効性ということで、地域防災計画についてということでご質問がございました。

防災対策の根幹となる地域防災計画につきましては、その実効性を高めるとともに、今後、町が取り組むべき施策を体系化し、計画的かつ効果的な推進を図ることを目的に、被害を想定したアクションプランが策定されております。

今回の災害に対する応急対策につきましては、移動体制を配備し初動対応を行う上で最も重要である電力と情報、通信網が絶たれ、被災情報の収集に時間を要してしまいました。さらに、防災無線施設が被災したことにより、情報発信手段に障害が発生し、町民に対する情報提供が迅速にできなかったことも今回の反省点でございます。

これらの反省点を踏まえまして、今年度予定している地域防災計画の見直しに当たりましては、実効性の高い計画を策定してまいりたいと思っております。

それから、震災後の特に通電、通水までの対応というようなことでございますが、震災直後から町内全域で停電となり、停電に伴い水道も断水となったわけでございます。電気につきましては、3月13日午前11時41分に七会地区が町内で一番早く通電をいたし、翌14日の午後7時7分に大字上入野地内が通電となり、それから町内全域での復旧となったわけでございます。

その間、防災無線などの一部通信施設が使えなくなるなどしたため、広報車両による広

報やラジオ、新聞等のマスメディアを活用した情報提供に努めたところでございます。水道につきましては、震災発生直後から応急処置とともに、試験通水を繰り返し、3月26日までに町内全域で通水となったわけでございます。

震災直後は町から給水車3台による給水活動を行っていましたが、自衛隊に派遣要請をし、給水車1台を加え計4台で稼働させ、コミュニティセンター、小松小学校、桂支所等で給水支援を行ったわけでございます。なお、復旧した地域からの給水が、通水試験により各家庭において必要な水量を担うことができることから、町内全域で通常通水となる前の3月20日までに給水活動を終了しておるところでございます。

また、防災力向上のための事業ということでのご質問でございますが、地域の防災力を向上させるためには、町民と行政がともに力をあわせて行動すること、いわゆる協働が大切であり、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをすることが重要であると思っております。

そのため、町民の防災意識の高揚を図るとともに、地域コミュニティ推進を図ってまいりたいと考えております。この地域コミュニティといたしましては、12の自主防災組織がございまして、町内全域で組織化ができるように今後も組織づくりを推進しながら、地域防災力向上を図ってまいりたいと思っております。

また、全国的な傾向であります消防団の組織活性化や地域のニーズにこたえる方策として、女性消防団員を採用しようという働きが広まっております。女性の持つソフトな面を生かした住宅用火災警報機の普及促進や、ひとり暮らしの高齢者宅の防火訪問、さらには町民に対する防火防災教育や応急手当の普及指導等、女性消防団員の活躍が期待される所であり、その採用も一つの方法であると考えておるところでございます。

それから、災害予防策、普及支援策の財源につきましては、南條議員の質問でもお答えいたしました。今年度から平成27年度までの5カ年計画で、復旧・復興を考えており、一般会計ベースで概算ではございますが、28億円の程度の復旧・復興事業費を想定しておるところでございます。

それから、災害対策本部解散のときの判断基準及びそれに対する総括ということでございますが、災害対策本部設置の基準につきましては、台風や集中豪雨など風水害、地震等の災害が発生した場合に、総合的な応急対策を行う必要があると判断したときに、設置するものでございます。

設置と廃止につきましては、原則として町長である私の判断に委ねられており、解散に当たりましては、庁内において災害が発生する危険性がおおむね解消したと判断したとき、または災害応急対策が完了したと判断したときに、災害対策本部を廃止することになるかと思っております。

続きまして、町の復興についての方向性や考え方についてでございますが、今回の東日本大震災は、被災地域が広範囲であり、かつ甚大であるとともに、地震、津波、原子力事

故と複合的なものであり、未曾有の国難として国も総力を挙げて復旧・復興に取り組んでいることはご承知のところでございます。

城里町も激甚災害の指定を受けた被災市町村であり、本庁舎や桂支所などの行政施設を初め、一般住宅についても全半壊が200棟、一部損壊を含めると2,000棟を超える被害状況にございます。また、原子力事故に伴う放射線量汚染によるハウレンソウやお茶が出荷規制を受け、今後も農作物への風評被害が懸念されるところでございます。

復興に当たりましては、国や県の復興方針を基本とし、各種施策を実施しながら、被災者に対して正確かつ迅速な支援対策に心がけるとともに、農業や商工業などの産業につきましても、あらゆる施策を用いて復興支援をしまいにしたいと考えております。

また、被災した本庁舎の建て替えなど行政機能の回復に積極的に取り組み、住民サービスの低下を招かないよう速やかに実施してまいりたいと考えております。

先ほど災害予防復旧支援策の財源という中で漏れましたので、お話ししていきたいと思っております。

災害対策・復旧支援対策の財源につきましては、大変苦慮しているところでございますが、今回の震災を受け、被災市町村に対する合併特例債の発行期限が10年から15年に延長されましたので、新庁舎の建設等につきましては、通常事業ベースの地方債発行を再度見直し、現在保有しております基金等をベースに、合併特例債を財源としていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） ありがとうございます。

町長おっしゃったように、未曾有の大震災、これから半年が過ぎました。国や県においても、震災、復旧・復興のスピードを上げるために努力しているところであります。しかし、原発の放射線問題が絡み、極めて難しい判断と、その実効性が問われております。

当町においても、災害対策は急務であります。3月11日以降、5カ月間で震度4以上の余震が196回もあったようです。その活動は、依然として活発でありまして、東海・東南海・南海の連動地震の可能性、これは明日起きてもおかしくない、いつ起きてもおかしくないというふうな専門家の指摘、そういうお話があります。

今、9月の初旬にありました台風12号の甚大な被害等々を見ても、本当に大変な、いわゆる人間社会に対する自然の警鐘とも思えるような出来事が地球規模、至るところで起こっています。

しかしながら、私たちは、ただ指をくわえて見ているわけにはいきませんので、前回6月、第2回の町議会の定例会においても、各議員の先生方から災害に関する質問、または提案がなされました。その後、約3カ月間どのように総括されてきたのか、検討されてき



たのかなというのをお聞きしたかったんですよ。

当時町長の答弁、先ほどもありましたけれども、災害時の対応に迅速さを欠いていたというお話です。また、総務課長の答弁でも、災害の情報収集、また情報の発信、その重要性について語られていました。

今、防災計画の見直し作業中であるというふうに聞いておるんですけども、絵にかいたもちになることなく、実効性のあるものに仕上げてもらいたいと思っていますし、同時に、もし明日災害が起きても即対応できる体制というのは、喫緊の課題として取り組んでいただきたいというふうに思います。

例えばなんですけれども、一つ対策本部、消防団、先ほどお話がありましたけれども、自主防衛組織、町の議会、区長会、民生委員、猟友会とかアマチュア無線の愛好会とか、地域業者等々との連携、これをもう少し機能させる必要が非常にあるんだろうというふうに思っています。

このことによりまして、地域の被害の情報や、また病院福祉施設に対する支援、水の補給、物資の支給等々ですけれども、そういったものも在宅の弱者、いわゆるお年寄り、ひとり暮らしのお話もありました——等々の対策が速やかにできるというふうに私も考えております。

防災行政無線のデジタル化による統一まで、これは必要ですけれども、統一まで防災行政無線のデジタル化による統一までの暫定手段として、現在のシステムを使用することを前提に、ある程度の規模の発電機は整備しなければなりませんし、それでも足りない部分は、消防の指令車、消防自動車等々を使用した地域住民への情報伝達、徹底的に情報を知らせていく、情報公開していく。

特にこの通電、通水、この間の話ですると、3日間、本当に復旧までの数日間、3日間がとても大事であるというふうに感じております。

地域の町民の方が一番不安なのは、何が起きたのか。水は、電気はと、先が見えないこととあります。ですから、その対応のよしあしで、その後の対策における住民感情が大きく変わっていくということもつけ加えさせていただきたいと思っております。

先ほど午前中にも菌部議員のほうから、防災意識の問題ということで、ヘルメットについて質問があったかと思えます。私もお昼休みを利用して、私のヘルメットを確認させていただきました。議会のヘルメットは、まず2つ、議会のヘルメットですけれども、議会にもお貸しいただいているヘルメット、これは昭和63年製造、ABS素材で3年の耐久年数、既に23年経過しております。

そして、私も消防団に所属しておりますけれども、消防団のヘルメットは平成9年製造、FRP素材、先ほど総務課長からありましたが、5年の耐久年数になります。14年経過しています。

ヘルメットは、大体1個当たり3,000円くらいで購入可能であると思えます。例えば消

防団員500人として、1個3,000円ですから150万円、150万円で安心安全が買えるんじゃないか。これこそ、私は町長の専決処分に該当するような話だと思いますし、当然ヘルメット、公的な機関が消防団にお願いして仕事をさせるということもありますし、そういったところを考えればしっかりこういった対応をすぐにやるべきだと思います。

もし事故が起きた場合、先ほど菌部議員からも労働安全衛生法の話がありました。罰則規定の中で刑事訴訟というのではないかもしれませんが、民事法、民法上の訴追、これは免れないだろうというふうに思っています。

2回目の質問として、4点をお伺いをいたします。

まず基本的な質問をしますけれども、震災直後、たくさんの方にお世話になって、お世話になった方々に対して謝意は表したんでしょうか。例えば救援物資等々のご支援をいただいた企業やボランティアの方々に感謝状とか、そういったお礼というのはされているんですか。

2点目です。防災計画の見直しをしているというお話だったんですけども、いつごろまでにこの内容が固まっていく、完了するのか。また、このポイントとなる改定、見直していく部分をかいつまんで説明していただきたいと思っています。

3点目です。震災直後、町内で何が問題だったのか、何が起こったのかを確認することがとても大事だと思うんですね。防災計画の見直しをするためにも、いろいろな情報を住民の方々からお教えいただく。つまり、住民アンケートをぜひ実施をしていただきたいと思っています。

4点目です。9月1日、防災の日でございました。先ほど避難訓練も質問させていただきましたように、防災力向上のための事業という形で、やはり避難訓練等々、防災力向上のためにやるべきだと思います。9月1日、そういった避難訓練を行わなかったのはどうしてなのでしょう。

以上、4点についてお聞きします。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） まず第1点目の震災直後にそれぞれご協力いただいた方にお礼をしたかということでございますけれども、救援物資、さらには救援活動をいただきました皆様方は、わかる範囲内で礼状と広報紙を出させていただきました。さらに、町長も町内で回れるところにつきましては、町長自らお礼に回ったところでございます。

それから、計画書の見直しはいつごろで改正ポイントはというご質問ですけれども、防災計画の本町での見直しですけれども、茨城県においても、実は見直しの時期でございます。これらの整合をとりながら進めてまいりますので、この策定時期は年度末になろうかと思っています。さらに、その改正のポイントでございますけれども、今回初動体制の後れが指摘されましたので、その初動体制をポイントに改正してまいりたいと思っております。

それから、防災計画改定に当たって町で何が起こったか、住民アンケートを実施という

ようなお話でしたけれども、これらにつきましては、今後検討させていただきたいと思えます。

それから、避難訓練ですけれども、なぜ行わなかったのかでございますが、なかなか答弁になるかどうかわかりませんが、通常の執務に追われて避難訓練が実施できませんでした。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） わかりました。

お仕事は忙しいと思うんですけれども、多少、避難訓練等々も意識をして、来年度はやったほうがいいのではないかなというふうに思いますし、日ごろから防災意識というものを高めていくということが重要というふうに思っています。

それで、お世話になった方にお礼をする、しないという話で、評価をする、しないとかという話ではないんですけれども、まだまだいろいろなお手伝いをした方々が、まだ町のほうから、少し気持ちの問題だと思うんですけれども、ある程度ありがたいという一言、そういったものをいただいているという方々も多くいらっしゃいますので、そこはよく精査をさせていただいて、確認をしていただければというふうに思っています。

時間もあれですので、3回目の質問に入っていきます。

まず、初動体制もそうなんですけれども、今回の大震災は町内全域で断水いたしまして、飲み水、飲料水や生活水等々の確保が非常に大きな課題となっています。これは、ほかの自治体でもたくさん議論されていることなんですけれども、ある程度、指定避難所への井戸の設置とか災害時に井戸水を提供していただける、地域の協力者を登録制として、もちろん定期検査費等々は無料化するべきだと思いますけれども、徹底して水の確保、いろいろな地域の協力者も井戸水も含めてですけれども、そういった確保についての考え方、事業を行うべきだというふうに思っています。

また、地域の一部通水地域を確認しながら、震災時、災害時の普及時においてですけれども、地域の一部通水した地域を確認しながら、情報公開しながら、水道が供給可能な家、家を消防団との連携によりながら、相談しながら完全通水にかかる時間、その地域への優先的な水の供給をするべきではないかというふうに思っています。

例えばなんですけれども、10日間は水道料金を完全に無料にして、水の供給できる環境を確立する、つまりさっきもお話ししましたけれども、災害時における登録制度、そういった方々に協力をしていただいている地域の方々の水を確保する環境を確立すること、これが今後の災害においては本当に大事だというふうに考えております。これはぜひ、城里町の防災計画に盛り込むことを明言させていただきたいというふうに思っています。

2点目です。常陸大宮市、隣の町ですけれども、「すぐ対応課」という課があるそうで

す。住民要望の総合窓口の役割を担っているんですけれども、この課は震災直後、救援物資等が集まってきます。その仕分け、また配布、地域住民とのコミュニケーションに一役買ったということなんですけれども、このような課、そのようなプロジェクトチームでも結構ですけれども、本町、城里町にも必要だというふうに考えております。

各課を横断的にカバーとフォローすることができる、そういった一つの設置をする課というか、横断的にすぐ対応できる、そういう課をつくる必要があると思いますが、町長、これはどうでしょうか。設置する意思があるかどうか、イエスカノーかをお聞きをしたいと思います。

3点目、これもまた常陸大宮市なんですけれども、アマチュア無線のボランティアの方々と防災協定を結んでいるということでございます。このようなことをどのように認識しているのか、総務課長、ご答弁をお願いします。

4点目、防災計画。この防災計画の84ページの医療活動への備えというところからの関連でご確認させていただきましますけれども、震災直後、地域の医療機関、病院では、水、食料、燃料、消毒液等々、不足になりまして大変ご苦労されたと聞いています。当然、城里町としては災害対策本部としても、地域の医療期間との今後の災害における対応策の話し合い、打ち合わせ、協議会、会議、当然行っていると思うんですけれども、その会議の中で医療機関等のお話の中で、総括はどのようなお話、ご意見が出たのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） こういう災害が起きたときには、一番やはり大事なのは水の確保ということだろうと思います。そういう中で、水の確保ができるようなシステム、例えば町内にも井戸があろうかと思いますが、そういう町内にある井戸、あるいは町外にも井戸の使用できるような、そういう水、そして水の確保ができるというようなことに対して、確かに大事なことであろうと思っております。そういうことも防災計画の中で、ここでどういうものができるのかということも、きちんと確保の道筋ができるようなことでやっていただきたいと思っております。

それから、すぐ対応できる課というのは、前々からいろいろな町村であるわけですが、何せ城里町は職員の数もぎりぎりの数でやっているものですから、なかなかそれに踏み切れなかったという点もございます。ただ、これからの中では、そういうすぐ対応できる課ということも、住民のサービスという中では、大変大事なことであろうと思っておりますので、検討課題にさせていただきたいと思っております。

そのほかにつきましては、総務課長のほうから答弁させます。

○議長（小松崎三夫君） 総務課長三村 主君。

○総務課長（三村 主君） 今回の震災では、停電により電話が使用できない状態に陥り、

町内外の情報収集に支障を来したところでございます。また、広報無線の不具合等により、情報発信ができず、町民の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしました。

このとき狩猟用などのアマチュア無線は、広範なエリアでの使用が可能というようなご意見をいただきましたので、今後猟友会などの協力体制につきましても、検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、最初に医療機関との打ち合わせのご質問が出たかと思うんですけれども、医療機関のほうとは、特に打ち合わせは行っておりません。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） 2回、3回目と質問させていただきましたけれども、全然内容もしっかり議論し尽くしていないのに、災害対策本部を解散したということがよくわかります。つまり、先ほど医療機関との連携をしていない、話をしていない、どういうことなのか。この防災計画においては、84ページからずっと書いてありますけれども、さまざまな仕事を一緒にやらなければいけないというふうに書いてあります。その仕事を放棄したままで、そもそも災害対策本部の廃止について、町長もお話がありましたけれども、確かにあります。でも、これはあくまでも形式的なものであって、まだ半年しかたっていない時期において、まだまだ課題が山積している状態において、今質問したことによって、今後検討する、今後やる、その議論だけで本当に解散してよかったのかなというふうに思います。

各課によって検討していくんですけれども、職員の数が少ないというお話もありますし、では一体、いつ本当に、この防災計画が立ち上がるのか、できるのか。特に、医療機関との連携をしていないというのは、町民の生命を守るという観点においても、これは非常に問題であります。これは、すぐにやっていただかなければなりませんし、いつ、明日、もし災害が起きても、それに対応できるように一生懸命、我々も協力をいたしますけれども、ともに頑張っていける、そういった町をつくるためにも、町長、これは町長のリーダーシップに期待することを強く要望して、今回の防災に対しては、質問を終わります。

続きまして、地場産業育成とまちづくりについてお伺いいたしますけれども、通告の中で2点ほど、あわせて質問します。商工会、民間企業との連携強化、ジョブカフェの設置についてと、中心市街地活性化法に基づくタウンマネジメント等々を通して、基本計画の認定、これについてどう考えられるかをお伺いします。

○議長（小松崎三夫君） ただいま12番三村由利子君が出席いたしました。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） ただいま河原井大介君のほうからの質問で、地場産業の育成とまちづくりについてという大きな題の中で、一つとしては商工会、民間企業との連携強化、

ジョブカフェの設置はというようなことでのご質問がございましたが、茨城県では長引く不況や震災等により離職された若者を含む求職中の方々を対象に、ジョブカフェと呼ばれる就職支援センターを県内5カ所に開設し、求職者を支援しております。城里町におきましても、緊急雇用創出事業補助金を活用し、求職者の臨時雇用と就職支援を進めているところでございます。これまで商工会やハローワークと連携し情報提供をしてまいりましたが、引き続き連携を深め推進してまいりたいと考えております。

また、できるだけ多くの方に茨城県が設置したジョブカフェの存在について知っていただくため、ホームページ等での紹介などの周知に努め支援してまいりたいと考えております。

また、地場産業の育成ということで、中心市街地活性化法に基づくタウンマネジメント等を通しての基本計画のことについてご質問等がございました。町では、商工会等を通じ、身近な商業地としての魅力向上と商業経営の近代化を目指し、商店街組織の育成・強化に取り組んでおります。また、集客を促す各種イベントやPR推進などを既存商店街の活性化に向け支援しているところでございます。

今のところ当町には石塚駅前通りや阿波山地区に商店街が存在しますが、中心市街地として呼べるような都市機能が集積する町の顔となり得る市街地は、存在しないのかなと思っております。したがって、中心市街地活性化法による基本計画策定については、検討しておりません。しかし、今後も既存の商店街のこれまでの取り組みを検証し、現状を把握するとともに、町の総合計画の整合性を図りながら、引き続き活性化に向けた支援を検討していかなければならない、そのように考えているところでございます。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） ジョブカフェの説明とタウンマネジメントの説明でした。

私は地域の活性化、まちづくりについて、過去に何度となくご質問を、またご提案をさせていただいてまいりました。前々から言っていますけれども、即実効性というのは別に求めているのではなくて、町の大統領である町長の、この町を何とかするんだという政治的な思いを乗せた答弁が欲しいと感じているんです。それができなければ、個人的な見解でもいいんですけれども、とにかく町長はこの城里町をどうするんだと。商店街とかをどうするんだと、そういった思いをちょっと聞かせてください。お願いします。

○町長（阿久津藤男君） 確かに、この城里町におきまして、町の活性化にどのような方法をしていったらいいのかという点につきましては、私もいろいろ悩んだりしております。今回、それに伴う商工会と民間企業との連携というようなことで、商店街、商工会と一緒にプレミアム付きの商品券の販売ということで、補助金を今回予算計上いたしまして、町の活性化のために起爆剤となることを期待してということをやったわけでございます。

議員の皆様におきまして、いろいろ商店会の活性化のためになるような、そういうご

意見等がございましたらば、どしどし我々にもご指導していただけたら大変ありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） そうですね。今回、防災関係の話なんですけれども、そういった中で、この東日本大震災を受けて、町の復旧・復興、またさらに、もう以前から中心市街地を、商店街を何とかしよう、そういうような議論なんですけれども、繰り返すようなんですけれども、この町をこういうふうにしていきたいというところの議論は、それはあると思うんですけれども、もう少し、こういう町をつくりたいというか、協力をするとかではなくて、こういう町をつくりたいという町長の思い、熱い思いというか、そういうものがちょっと欲しいなというふうに感じていました。

こういった事をもっと、町全体として、我々も一緒に考えるんですけれども、もっと真摯に、真剣に町の地域活性化を捉えていただくことが必要ではないかなというふうに思います。

今後、この事について、もう少し掘り下げていきたいと思いますが、今回はここで終了します。

3点目でございます。七会診療所の建て替えについてでありますけれども、6月の定例議会の中で質問もありました。今、町で一番のテーマになっているような感じもいたしますが、現在町長はこれをどのように考えているのでしょうか。つまり、診療所の継続及び地域の医療を発展させていくために、明確な課題整理等々はなされているのか、まずお伺いします。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 七会診療所の建て替えにつきましては、先ほど菌部議員のほうからの質問でお答えしましたとおり、現在、国民健康保険運営協議会に諮問をし、検討協議をいただいているところでございます。

この七会地区で唯一の医療機関である七会診療所につきましては、僻地医療の拠点でもございまして、在宅診療を実施するなど一時医療機関としての機能も有しておるわけでございます。

今後もこの機能を維持してまいる考えでございますが、外来診察棟が築39年を過ぎ老朽化しておりますとともに、駐車場部分とその法面が崩壊のおそれがある急傾斜地として、土砂災害警戒区域に指定されるなど、今後の医療体制が大変心配されるところでございます。

そのようなことから、国民健康保険運営協議会に諮問したところでございまして、高齢化社会を迎え、地域住民が安心して暮らせるように鋭意努力してまいりますので、議員各

位のご理解、ご協力をいただきたいと思ひます。

先ほど菌部議員からも質問がありました。本当に先生を初め、看護師職員一丸となって住民医療に誠意を持って当たらせて、診療所のグループ化に向けた努力をしていくように指導してまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひますし、また、過疎債が使える有利な時期に、この診療所ができればと思ひておりますので、議員の皆様のご協力を切にお願ひするところでござひます。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） 今、答弁の中で国民健康保険運営協議会においても、諮問させていただいてると。聞いたところによると、国保運営協議会において、過去2回、5月、8月に建設検討委員会の設置を求めたということでござひますが、2回とも賛同を得られなかったと聞いていますけれども、その要因というのは、町長はどのように認識されていひますか。また、会議での主要な発言等々をお聞かせいただきたいんですけれども。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

○町長（阿久津藤男君） 診療所におきましては、それぞれ先生方、看護師も頑張っけてやっけておるわけござひますが、やはり人口の少ない七会地区でやるということには、それなりの投資も必要になっておひます。

そういうことあるんではないかなと思ひておひますが、地域医療ということござひまして、合併のときにも診療所はなくさないというようなことで合意をしておひますので、そういう中で診療所を今以上に過疎地化しないような形で私もやっけてまいりたいと思ひておひるところござひます。

前には、入院患者をとり、また患者を輸送する、こういうバスもござひましたが、今はそういうこともなくなっけておひますが、やはり診療所というものを黒字にするというのは、なかなか大変なことござひます。そういう中で、職員、また看護師、先生にいろいろ指導して、これからの医療体制たるものをきっちりやっけていけるような形でまいりたいと思ひますので、議員の皆様方のご協力を切にお願ひするわけござひます。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） できれば、その会議の中でどのようなお話があつたのか、お聞きたかつたんですけれども、現在、城里町には公営の医療機関を除きまして、8つの医療機関があります。公営を含めて9つの歯科医院、これは平成21年度、茨城県医療施設調査病院報告の概要の中、人口10万対医療施設数及び病床数、これを見ると城里町は施設数13.6とあります。茨城県全体で大子町14.8に続いて県内で2番目に多いデータです。ちなみに、水戸市が9.4、笠間市6.3、小美玉市9.5、茨城町8.7、大洗町5.4、つまり当町の医療機関の数は県内でも多いほうに分類されておひます。



人口割で県内2番目でございます。また、近隣においては、水戸済生会及び比較的近くに総合病院があります。恵まれた医療環境にありまして、消防署の常設に伴って、救急車の充実、さらにはデマンドタクシー等の利用により、町内の医療機関の利用が容易になっております。

財政面からの側面ばかりではなくて、このような状況から見ても、国保診療所の建て替えの有効な理由が見えてこない。私が課題整理と言ったのは、議会の議決、これはもちろんだと思いますけれども、何より城里の町民の方の賛同を得られるためには、どのような医療機関を目指すのかということです。民間の医療機関の延長線上に公営医療を置いたのでは、その必要性を町民の方々が理解することは非常困難ではないのかな、難しいのではないのかなというふうに思います。

今、急激な高齢化が進行しております。終末期の在宅医療であるゆとり医療、尊厳死を大切に、そういう意識が高くなっております。あるいは、その前のステージにある回復期のリハビリ、往診、訪問介護等々を機能させた、徹底した保健予防の役割等々、公営でしかできない医療に特化することが必要なのではないのでしょうか。

また、このような目的を明確にして、町長はこういうふうに思っている、そういうことを明確にしながら、形式的でないパブリックコメント、これを活用することはとても大事だと思っています。

以上です。

最後の質問になります。

本庁舎、桂支所建設について、どのように基本構想をまとめていくのか、また更にはコミュニティセンターの使い方というか、本庁舎、建て替えをする話は抜きにしても、今の使い方について、どのように今検討されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小松崎三夫君） 町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 今回の震災におきまして、本庁舎、支所それから給食センターと災害を受けたわけでございますが、今議員のほうから本庁舎についてどのような基本構想でまとめていくのかというようなご質問等がございました。

役場、庁舎並びに桂支所につきましては、過日の大震災により甚大な被害を受け、取り壊しを余儀なくされたわけでございます。そのようなことから、役場本庁舎、並びに桂支所の取り壊しに着手しておりますが、現時点ではそれぞれの解体設計が完了のところでございます。今後本庁舎の解体工事を優先して進めてまいりたいと考えておるところでございます。

新庁舎の建設に当たりましては、本定例会に補正予算案を提案させていただきましたが、庁舎建設検討委員会を組織いたしまして、その中でご意見をいただきながら基本構想を取りまとめていきたいと考えておるところでございます。

また、桂支所の建設につきましては、後年度負担など財政面を考慮しながら現状のまま、桂図書館を利用していくのか、また既存の他の施設に移動するのか、さらには新たに整備すべきかを今後判断してまいりたいと考えておるところでございます。

それから、コミュニティセンター城里の全フロアの本庁舎の機能の移転についてということでございますが、コミュニティセンター城里につきましては、過日の大震災により本庁舎が使用できないため、本庁舎の機能をすべて移転し仮庁舎として使用しており、現在はコミュニティセンターは休館となっております。

仮庁舎として事務を行っている現在でも狭隘なため、役場に来庁される町民の皆様方には大変ご不便、ご迷惑をおかけしているところでございます。また、サークル活動の中で、コミュニティセンターを中心に活動してこられた各種団体並びに町民の方々にもご不便、ご迷惑をおかけしているところでございます。そのようなことから、現在分庁舎である下水道課、水道課等の分散した機能を、このコミュニティセンター内に集約することの困難な状況でございますので、本庁舎機能を移転することは考えておりません。

新庁舎につきましては、早急に庁舎を建設し、社会教育施設の核となるこのコミュニティセンターを本来の目的である社会教育交流の場として、町民の皆様が利用できるように、住民福祉の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松崎三夫君） 4番河原井大介君。

〔4番河原井大介君登壇〕

○4番（河原井大介君） ありがとうございます。

新庁舎建設においては、建設検討委員会を設置して進めるということですが、もちろんその現場をよく知る職員の方々も、その職員内部においても検討委員会をもしかしたら設置する必要があるというふうに私は思っておりますけれども、もちろん議会内においても特別委員会の設置の必要、これはあると思います。庁舎建設に伴いまして、防災無線のデジタル化統一までの間、旧常北、旧桂の現有する防災無線の機能維持をどうするか、今後解体すると言われております桂支所を含む支所機能をどうするのか。現在の総合窓口体制を、証明書の発行だけの快適な組織に改編をしていくのか。さらには本庁舎においても総合窓口体制をつくっていくのか。町民の利便性のことをお話になっておられましたけれども、そのことを考えた上で、そういうような対住民の方対応に集中することで、それはできる部分をつくるのか、そういうものも必要だと思いますし、さらにはいろいろな業務がありますね。補助金の申請や保険等の報告業務、そういったことにも専念させることができるように、ある程度仕事を分けながらどういうバランスで組み立てていくか、そのことも議論をしていただければというふうに思っています。

そうすると、施設を集中しなくても分散化できた新しい庁舎の形、庁舎建設、ある程度大型ではなくある程度縮小する形の中で、いろいろな枠組みがつかれる、いろいろなもの

が模索できるのではないかというふうに思っています。

もちろん、先ほども言いましたけれども、こういったところでもパブリックコメント等、重要な情報源になると思いますので、パブリックコメントのほうもひとつよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わりにしたいと思いますけれども、先ほど災害対策の中において、医療機関との話し合いはしないとか、消防団のヘルメットの話とかいろいろあります。すぐにやるべきことはたくさん、まだまだあります。多くの地域の住民の方は、今城里町の、特に防災行政において注視をしております。そのことをしっかり理解していただいて、ご認識いただいて、今後の町政運営に活かしていただけるよう町長の強いリーダーシップ、それを発揮していただくことを要望して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小松崎三夫君） 以上で4番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりください。また、議員各位には議員控室のほうでお待ちくださるようよろしく願いいたします。

午後 2時15分休憩

---

午後 2時27分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日14日は休会とし、15日は午後2時に議場において開会し、議案質疑から入りますので、会議10分前までに時間厳守の上、和室控室にご参集くださいますようよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 2時28分散会

平成23年第3回  
城里町議会定例会会議録 第3号

平成23年9月15日 午後2時05分開議

1. 出席議員

1番	菌部一君	9番	小林祥宏君
2番	余水紀夫君	10番	南條治君
3番	三村孝信君	11番	杉山清君
4番	河原井大介君	12番	三村由利子君
5番	関誠一郎君	13番	小松崎三夫君
6番	加藤文夫君	14番	鯉渕秀雄君
7番	阿久津則男君	15番	根本正典君
8番	桐原健一君	16番	小坏孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町長	阿久津藤男
副町長	小山一夫
教育長	石原道明
代表監査委員	一木邦彦
総務課長	三村主
企画財政課長	阿久津保巳
税務課長	柏由美子
町民課長	松崎榮
保険課長	川又重光
健康福祉課長	山口充彦
産業振興課長	高松輝美
都市建設課長	矢内勝浩
下水道課長	柳橋和幸
会計管理者(会計課長)	小林恵子
水道課長	関谷一美
農業委員会事務局長	仲田均

1. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	仲 田 不 二 雄
主 任 書 記	所 久 美 子
書 記	川 村 英 治

1. 議事日程

---

議 事 日 程 第 3 号

平成23年9月15日(木曜日)

午後 2時00分開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第36号 | 城里町税条例等の一部を改正する条例について                         |
| 日程第2  | 議案第37号 | 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3  | 議案第38号 | 城里町暴力団排除条例の制定について                             |
| 日程第4  | 議案第39号 | 工事請負契約の締結について                                 |
| 日程第5  | 議案第40号 | 平成23年度城里町一般会計補正予算(第3号)について                    |
| 日程第6  | 議案第41号 | 平成23年度城里町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について              |
| 日程第7  | 議案第42号 | 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について             |
| 日程第8  | 議案第43号 | 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算(第2号)について                |
| 日程第9  | 議案第44号 | 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について             |
| 日程第10 | 議案第45号 | 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について            |
| 日程第11 | 議案第46号 | 平成22年度城里町一般会計決算認定について                         |
| 日程第12 | 議案第47号 | 平成22年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について                   |
| 日程第13 | 議案第48号 | 平成22年度城里町老人保健特別会計決算認定について                     |
| 日程第14 | 議案第49号 | 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について                  |
| 日程第15 | 議案第50号 | 平成22年度城里町介護保険特別会計決算認定について                     |
| 日程第16 | 議案第51号 | 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について                  |
| 日程第17 | 議案第52号 | 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について                 |

て

- 日程第18 議案第53号 平成22年度城里町水道事業会計決算認定について  
日程第19 請願第5号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願  
日程第20 請願第6号 教育予算の拡充を求める請願  
日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について  
日程第22 報告第27号 城里町地区集会施設補助金交付要綱の一部を改正する訓令  
日程第23 報告第28号 城里町文化財保護事業費補助金交付要綱の一部を改正する訓令  
日程第24 報告第29号 城里町庁舎建設検討委員会設置要綱  
日程第25 報告第30号 平成22年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率  
日程第26 報告第31号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

追加日程

発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書

## 1. 本日の会議に付した事件

- 議案第36号
- 議案第37号
- 議案第38号
- 議案第39号
- 議案第40号
- 議案第41号
- 議案第42号
- 議案第43号
- 議案第44号
- 議案第45号
- 議案第46号
- 議案第47号
- 議案第48号
- 議案第49号
- 議案第50号
- 議案第51号
- 議案第52号
- 議案第53号
- 請願第5号

請願第 6 号  
報告第27号  
報告第28号  
報告第29号  
報告第30号  
報告第31号  
追加日程  
発議第 3 号

---

午後 2 時 0 5 分開議

#### 議員の出欠

○議長（小松崎三夫君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は16名です。

---

#### 開議の宣告

○議長（小松崎三夫君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。  
なお、説明のため、町長、副町長、教育長、代表監査委員、課長、局長がそれぞれ出席しております。

傍聴人 1 名を許可いたしました。

---

#### 議事日程の報告

○議長（小松崎三夫君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

---

#### 議案第 3 6 号 城里町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（小松崎三夫君） 本日は議案質疑から入ります。

初めに、議案第36号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第37号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。
- 

議案第38号 城里町暴力団排除条例の制定について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第38号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。
- 

議案第39号 工事請負契約の締結について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第39号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。
- 

議案第40号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第3号）について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。
- 

議案第41号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号についての質疑を求めます。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。
- 

議案第42号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

- 議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号についての質疑を求めます。



〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第43号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第44号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第45号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

---

議案第46号 平成22年度城里町一般会計決算認定について

議案第47号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計決算認定について

議案第48号 平成22年度城里町老人保健特別会計決算認定について

議案第49号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定について

議案第50号 平成22年度城里町介護保険特別会計決算認定について

議案第51号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定について

議案第52号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定について

議案第53号 平成22年度城里町水道事業会計決算認定について

○議長（小松崎三夫君） 次に、決算特別委員会に付託されておりました議案第46号 平成22年度城里町一般会計決算認定についてから議案第53号 平成22年度城里町水道事業会計決算認定についての審議結果について、決算特別委員長から報告を求めます。

9 番決算特別委員長小林祥宏君。

〔決算特別委員長小林祥宏君登壇〕

○決算特別委員長（小林祥宏君） それでは、ご報告申し上げます。

今期町議会定例会において、決算特別委員会に付託されました議案第46号 平成22年度城里町一般会計決算認定から議案第53号 平成22年度城里町水道事業会計決算認定の8件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

付託されました議案については、議案付託表により各所管常任委員会に審査をお願いいたしました。

審査の結果について、各常任委員長より報告がありましたので、申し上げます。

総務民生常任委員会は、9月7日午前10時からサークル室において開催し、議案第46号 平成22年度城里町一般会計決算認定所管分から議案第50号 平成22年度城里町介護保険特別会計決算認定までの5件について審査を行いました。

続いて、教育産業常任委員会は、9月8日午前10時からサークル室において開催し、議案第46号 平成22年度城里町一般会計認定所管分、議案第51号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定から議案第53号 平成22年度城里町水道事業会計決算認定までの4件について審査を行いました。

2常任委員会とも、審査は執行部より関係課局長等の出席を求め、決算書の歳入歳出決算事項別明細書により説明を受け、各委員からの質疑があり、執行部から答弁がなされました。

審査の結果、議案第46号 平成22年度城里町一般会計決算認定から議案第53号 平成22年度城里町水道事業会計決算認定の8件は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

審査の過程において、各委員から出された主な質疑については、別紙報告書のとおりですので、ご覧いただきたいと思っております。

なお、執行部におかれましては、各委員からありましたご意見、ご要望、ご指摘につきましては、十分研究を積まれ、行政施策へ反映されることを要望いたします。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、報告といたします。

○議長（小松崎三夫君） 以上で決算特別委員長の報告を終結いたします。

なお、別紙配付のとおり、平成22年度城里町議会決算特別委員会報告書が決算特別委員長より提出されましたので、後ほどご高覧をお願いいたします。

---

## 討 論

○議長（小松崎三夫君） これより討論に入ります。

初めに、議案第36号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第38号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第39号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第52号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第53号に対する討論はございませんか。  
〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

---

## 採 決

○議長（小松崎三夫君） これより採決に入ります。

議案第36号 城里町税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第37号 城里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第38号 城里町暴力団排除条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第39号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第40号 平成23年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第41号 平成23年度城里町国民健康保険特別会計補

正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第42号 平成23年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第43号 平成23年度城里町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第44号 平成23年度城里町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第45号 平成23年度城里町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第46号 平成22年度城里町一般会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第47号 平成22年度城里町国民健康保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第48号 平成22年度城里町老人保健特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第49号 平成22年度城里町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第50号 平成22年度城里町介護保険特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第51号 平成22年度城里町公共下水道事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第52号 平成22年度城里町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

○議長（小松崎三夫君） 次に、議案第53号 平成22年度城里町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で採決を終結いたします。

---

#### 請願第5号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願

○議長（小松崎三夫君） これより請願の審査に入ります。

お諮りいたします。

請願の議案朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願の議案朗読は省略することに決定しました。

日程第19、請願第5号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願を議題といたします。

本案は、9月6日に教育産業常任委員会に付託されていたものでございます。教育産業常任委員長の報告を求めます。

5番教育産業常任委員長 関 誠一郎君。

〔教育産業常任委員長 関 誠一郎君登壇〕

○教育産業常任委員長（関 誠一郎君） 教育産業常任委員会を代表し、9月6日に付託されました請願第5号の審査結果について報告いたします。

9月8日に本委員会を開催し、請願内容について審査しました。

その結果、今回の東日本大震災により、茨城県内の学校施設等において何らかの被害がありました。常北中学校においても校舎が被災し、一時県立常北高等学校で授業を受けざ



るを得なくなりました。また、学校施設等においては避難所に指定されているところも多くあり、児童・生徒に通常の学校として機能せず、不安を募る子供たちも多くいたことだと思います。また、県内の学校耐震化の状況も全国平均を大きく下回っており、さらなる被害が起こることも考えられることから、早期の対応を迫られております。

しかしながら、当町においては、耐震診断を必要とする学校施設はすべて耐震診断を完了しており、基準を下回った施設においては早期に補強設計、工事に着手する方針が示されたばかりであることから、今後の状況を見定めながら審査すべきであるとし、閉会中の継続審査に決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

請願第5号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第5号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

#### 請願第6号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第20、請願第6号 教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案は、9月6日に教育産業常任委員会に付託されていたものであります。教育産業常任委員長の報告を求めます。

5番教育産業常任委員長関 誠一郎君。

〔教育産業常任委員長関 誠一郎君登壇〕

○教育産業常任委員長（関 誠一郎君） 教育産業常任委員会を代表し、9月6日に付託されました請願第6号の審査結果について報告いたします。

9月8日に本委員会を開催し、請願内容について審査しました。

その結果、今、日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっております。また、文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集によると、約6割の保護者が30人以下学級を望んでいます。それと同時に、OECD加盟国の中でGDPに占める教育費の割合は最下位の状況にあるため、大幅な教育予算の拡充を求められています。

このようなことから、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は重要であり、行き届いた教育のできるよう、当委員会においては採択することに決定いたしました。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） お諮りいたします。

請願第6号については、ただいまの教育産業常任委員長の報告どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、請願第6号は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方はサークル室Aにお集まりいただきたいと思ひます。

なお、議員各位は和室控室でお待ちいただきたいと思ひます。

午後 2時29分休憩

---

午後 2時44分開議

○議長（小松崎三夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 日程追加

○議長（小松崎三夫君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま5番関 誠一郎君ほか6名から、発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会事務局に追加日程を配付させます。

〔追加日程配付〕

---

#### 発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書

○議長（小松崎三夫君） 日程第1、発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

発議第3号の意見書の朗読は省略したいと思ひます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第3号の意見書の朗読は省略することに決定いたしました。

直ちに提出者であります5番関 誠一郎君より、発議第3号の趣旨説明を求めます。

5番関 誠一郎君。

〔5番関 誠一郎君登壇〕

○5番（関 誠一郎君） 教育予算の拡充を求める意見書の趣旨説明を申し上げます。

子供たちに豊かな教育を保障することは社会の基盤づくりにとって極めて重要なことであります。また、文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が30人以下学級を望んでいます。

しかしながら、地方では独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてきているが、地方交付税の削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっています。

教育予算においては、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国の中で最下位となっています。したがって、教育予算を国全体としてしっかりと確保し、充実させ、将来の子供たちへ豊かな教育を受けさせるためにも、国の関係機関へ意見書を提出すべきと考えております。議員各位の賛同を賜りたくここに提案申し上げます。

議長においてお諮り願います。

○議長（小松崎三夫君） これから質疑を行います。

発議第3号についての質疑を求めます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発議第3号に対する討論はございませんか。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより発議第3号 教育予算の拡充を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小松崎三夫君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、意見書は、議会事務局長より内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣あて提出させます。

## 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第72条の規定により、お手元にお配りいたしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小松崎三夫君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

報告第27号 城里町地区集会施設補助金交付要綱の一部を改正する訓令

報告第28号 城里町文化財保護事業費補助金交付要綱の一部を改正する訓令

報告第29号 城里町庁舎建設検討委員会設置要綱

報告第30号 平成22年度地方公共団体財政健全化法に関する健全化判断比率及び資金不足比率

報告第31号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）

○議長（小松崎三夫君） 次に、日程第22、報告第27号 城里町地区集会施設補助金交付要綱の一部を改正する訓令から日程第26、報告第31号 例月出納検査報告（6月、7月、8月執行分）については後ほどご熟読を願います。

以上で、今期定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

---

## 町長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） ここで町長より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

町長阿久津藤男君。

〔町長阿久津藤男君登壇〕

○町長（阿久津藤男君） 本定例議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

10日間にわたりました定例議会でありましたが、小松崎議長のもと、慎重審議の上、議案20件につきまして適切なるご決定をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本年は、過日発表されました長期予報によりますと、今月まで残暑が残り、例年になく遅くまで暑さが続くとのことでもあります。しかし、朝夕は秋の深まりを感じるころであり、体調管理には十分ご留意され、ご自愛いただきたいと存じます。

今期定例会では、台風12号に伴い紀伊半島を中心に豪雨による災害等もございまして、災害関連の一般質問を多数いただきました。今後の対応につきましては、東日本大震災時の対応に対する反省点を踏まえ、町防災計画に基づき庁内防災体制を万全に組織して対応してまいりたいと考えております。

また、庁舎建設関連予算についてご決定をいただきました。現在コミュニティセンター城里を仮庁舎として事務を行っているところでございますが、今後は庁舎建設の早期竣工を目指し、このコミュニティセンター城里が本来の社会教育施設として利用を一日も早く町民の皆様方に提供できるよう努めてまいる所存であります。

また、議員各位から会期中に賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の町政執行において十分参考にさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、秋本番を迎え、各種行事等が予定されております。議員各位におかれましては、残暑厳しく公私ご多用の中、城里町発展のため変わらぬご支援を賜りますようお願いいたしまして、本定例会の閉会に当たってのごあいさついたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

---

### 議長あいさつ

○議長（小松崎三夫君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は10日間にわたり、提案されました多くの重要議案について終始極めて熱心にご審議をいただきました。ここで全議案を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し、衷心より感謝とお礼を申し上げます。

町長におかれましては、成立いたしました諸議案の執行に当たり、議員各位のご意見を尊重され、より一層のご尽力をいただきたいと存じます。

結びに当たり、今会期中に賜りました各位のご協力に対し、心から感謝申し上げまして、閉会の言葉といたします。

---

### 閉会の宣告

○議長（小松崎三夫君） 以上をもちまして、平成23年第3回城里町議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 2時55分閉会